

朝倉市地域強靱化計画

令和3年（2021年）3月



朝 倉 市

目 次

はじめに.....	1
第1章 本市の特性	2
1 地域特性	2
(1)自然.....	2
(2)社会.....	2
2 災害想定	3
(1)本市における主な災害履歴.....	3
(2)想定される災害.....	4
(3)大規模な風水害の想定	5
(4)地震災害の想定	5
(5)地震災害による被害の概要.....	6
第2章 地域強靱化の基本的な考え方.....	8
1 地域強靱化の意義.....	8
2 基本的な方針	9
(1)計画の位置付け	9
(2)めざすべき市の姿.....	9
(3)基本目標.....	10
(4)対象とする大規模災害	11
(5)事前に備えるべき目標	11
(6)計画の対象期間.....	11
(7)施策の推進とPDCAサイクル	12
(8)計画の見直し.....	12
第3章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく課題.....	13
1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	13
2 脆弱性評価に基づく課題.....	15
第4章 地域強靱化の推進方針	16
1 施策の分野	16
(1)強靱化に関する施策分野.....	16
(2)施策の重点化.....	17
2 推進すべき施策の方針.....	19
(1)リスクシナリオ毎の推進方針	19
(2)施策分野毎の推進方針	45
【巻末資料1】脆弱性評価結果.....	58
【巻末資料2】個別事業一覧	85
【巻末資料3】参考資料.....	90
用語説明	101

はじめに

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが求められている。これを実現するため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成 25 年（2013 年）12 月に公布・施行された。

国は、国土強靱化の基本方針や国が果たすべき役割を踏まえ、平成 26 年（2014 年）6 月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。その後も度重なる大規模災害の教訓を踏まえ、平成 30 年（2018 年）12 月に基本計画が見直された（閣議決定）。

福岡県は、基本計画との調和を図りつつ、県の地域強靱化に関する施策の推進を図るため、平成 28 年（2016 年）3 月に福岡県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）を策定し、その後の災害教訓等を踏まえ令和元年（2019 年）6 月に改定した。

朝倉市では、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」において記録的な豪雨の影響により、市内各地で甚大な被害が発生し、33 名もの尊い命が奪われた。この未曾有の大災害から 1 日も早く生活等の再建を図り、安全・安心のまちづくりを進めていくため、平成 30（2018）年 3 月に「朝倉市復興計画」を策定、平成 31（2019）年 3 月に「第 2 次朝倉市総合計画」を策定し、復旧・復興とまちの将来像「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の取組みを推進しているところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や各種インフラの老朽化、限られた財源といった厳しい状況の中で、大規模自然災害への備えの緊急性等は一層増している。

このような背景を踏まえ、本市では、いかなる自然災害が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域経済社会の構築に向けて、持続的发展を遂げ、市民とともに取り組むための指針として「朝倉市地域強靱化計画」を策定するものである。

第 1 章 本市の特性

1 地域特性

(1) 自然

① 位置・地形

本市は、福岡県のほぼ中央部に位置し、福岡市の南方約 30km 圏内にある緑豊かな田園都市である。北部は山地が多く、南部は筑後川沿いに広がる平野部からなる。市域面積は 246.71k m²を擁する（東西約 25km、南北約 15km）。

市域の東側は大分県日田市と東峰村に接し、西側は大刀洗町と筑前町、南側は筑後川を境にうきは市と久留米市、北側は嘉麻市に接している。

北部の山地は古処山、馬見山など約 800m～1,000m級の山々が連なり、動植物が棲息する豊かな自然環境を有している。南部の平野部は、筑後川をはじめ赤谷川、白木谷川、荷原川、北川、桂川、妙見川、新立川、佐田川、小石原川などから形成された扇状地（筑後平野）であり、肥沃な農用地が広がっている。

② 地勢

北部の山地は、長谷山～秋月～古処山付近を境に、北側は中世代に形成された花崗岩類が分布している。西側は古生代に形成された変成岩類が分布している。

③ 気象

本市の気候は温暖であり、年間平均気温約 15.7℃で内陸性気候に属す。降雨量は年間を通じて比較的多く、年間平均約 1,900mm であり、県平均の約 1,600mm から比較すると多い。

(2) 社会

① 人口・世帯数

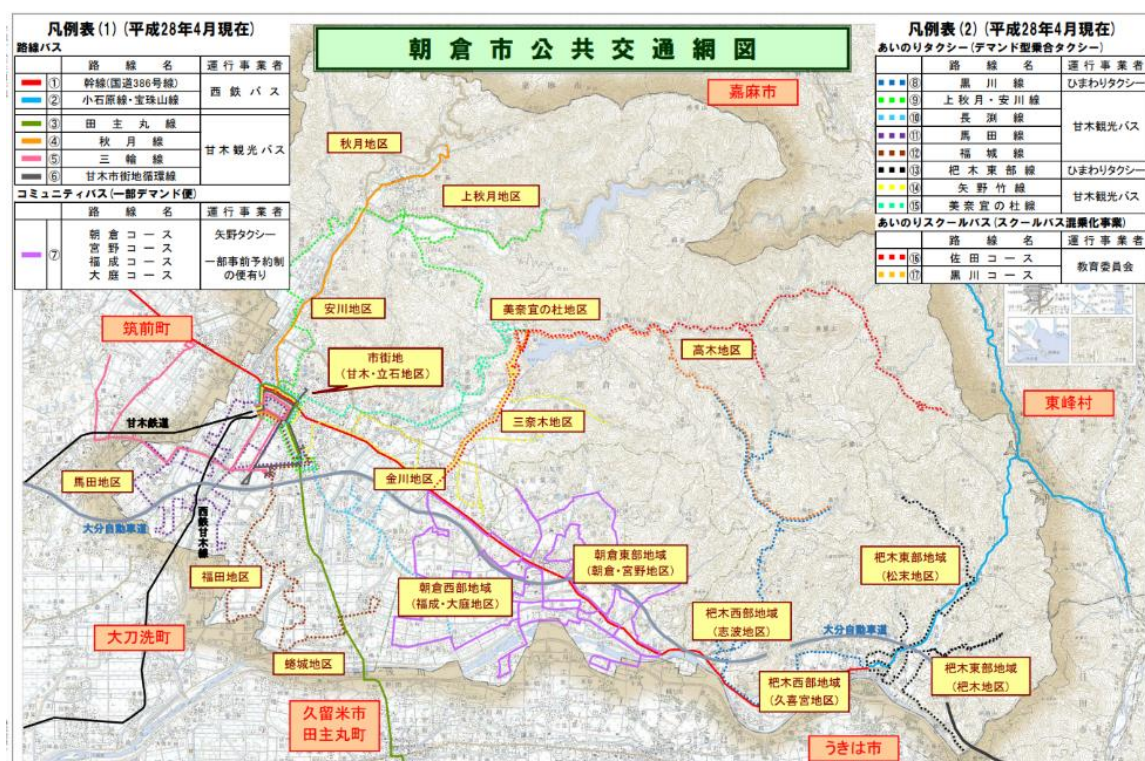
本市の人口は、令和 2 年 4 月時点で約 52,533 人、世帯数は約 21,506 世帯である。世帯当たり人員は約 2.44 人である。

② 土地利用

市域内の土地利用は、約 55%を山林が占め、次いで農用地が約 22%、宅地が約 7%等となっている。山際の段丘面は、果樹園等に利用されている。

③ 交通

本市域内の主な道路交通については東西方向に高速道路（大分自動車道）が通っており、3つのIC（甘木、朝倉、杷木）があり、鉄道交通については市西部に西日本鉄道甘木線と甘木鉄道の2路線が運行している。また市域内にはバス路線網が充実しており、路線バス、コミュニティバス、あいのりタクシー、あいのりスクールバスが運行している。



④ ダム

市域内には、3つのダム（江川ダム、小石原川ダム、寺内ダム）があり、洪水調節、渇水対策、都市用水、導水計画利用の役割を果たしている。

2 災害想定

(1) 本市における主な災害履歴

① 風水害

本市の主な災害は、昭和 28 年 6 月の梅雨前線の影響による水害、平成 3 年 9 月の台風 17、19 号による被害、平成 24 年 7 月・8 月の九州北部豪雨等災害及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害である。

平成 24 年 7 月・8 月の九州北部豪雨等災害では、杷木地域及び蟠城地域を中心

に斜面や河川、道路の崩壊、建物の損壊や床上・床下浸水等の被害が発生し、人的被害 3 人、住家被害 185 棟などの被害が発生した。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害では、線状降水帯の形成により猛烈な雨が降り続き、九州では初めての大雨特別警報が発表され、朝倉のアメダス雨量計で 1 時間雨量 129.5 ミリを観測した。杷木地域、朝倉地域、蜷城地区、高木地区及び三奈木地区を中心に甚大な被害が発生し、人的被害 33 人、行方不明 2 人、住家被害の内全壊 248 棟、半壊 791 棟を数えた。



② 地震

地震災害については、平成 17 年 3 月 20 日に福岡県西方沖地震が発生し、本市では震度 5 弱を記録した。地震空白域とされていた福岡県において、福岡市の北西約 30km、深さ約 9km の地点を震源とするマグニチュード 7.0、最大震度 6 弱を擁する地震であり、福岡市を中心に死者 1 名、負傷者 1,186 名、建物全壊 143 棟、建物半壊 352 棟を数えた。

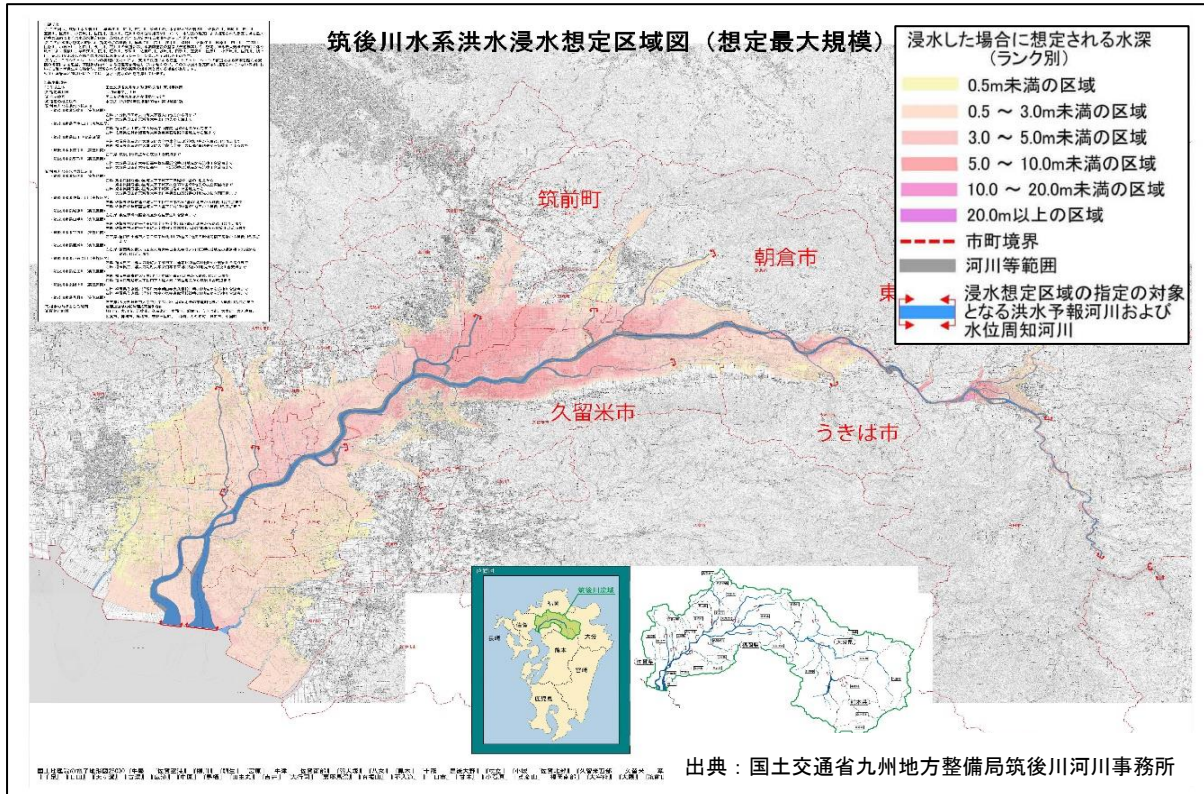
（２）想定される災害

本市における自然的条件及び社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る主な災害は次のとおりである。

- 台風、集中豪雨等による大規模な風水害
- 大規模地震による地震災害

（３）大規模な風水害の想定

大規模な風水害の想定については、水防法の規定により、福岡県から筑後川水系洪水浸水想定区域図が公表されている。洪水浸水想定区域図の詳細については、巻末資料３に示す。



（４）地震災害の想定

東日本大震災等を踏まえ、国等において地震災害の想定が見直され、現在、県内において存在が確認されている活断層は7つであり、それぞれの活断層の評価は次表のとおりである。



【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (西山区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	25	27	23	28	43	26	23	28
マグニチュード	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.2	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	3,100年～ 5,500年	不明	9,400年～ 32,000年	不明	14,000年	20,000年～ 30,000年	不明
最新の活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震	4,300年前 以後、3,400 年以前	4,600年前 以後、2,400 年以前	28,000年前 以後、13,00 0年以前	13,000年前 以後、概ね 2,000年前 以前	679年筑紫 地震	4,500年前 以降	不明
今後30年以内に地震 が発生する確率	不明	0.3～6%	0.005%※	ほぼ0-3%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

※ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

出典：福岡県地域強靱化計画

※以外 国（地震調査研究推進本部）による長期評価

（５）地震災害による被害の概要

県内の活断層のうち、県内４地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼす４つの断層について、福岡県が地震に関する防災アセスメント調査を実施し、被害を予測した。それぞれの活断層の被害予測は次表のとおりである。

＜４つの断層＞

- ・小倉東断層「中央下部」
- ・西山断層（南東部）「北西下部」
- ・警固断層（南東部）「北西下部」
- ・水縄断層「中央下部」

【朝倉市域に係る地震被害想定】

被害想定の実施対象の地震				小倉東断層			西山断層(南東部)			警固断層(南東部)			水縄断層				基盤一定			
破壊開始				南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部	震度6弱※				
地震動(震度6弱以上)							震度6弱	震度6弱	震度6弱※	震度6弱	震度6弱※	震度6弱※	震度6弱※	震度6弱※※	震度6弱※※	震度6弱※				
								高い	高い		高い	高い	高い	極めて高い (一部高い)	高い	高い				
被害想定	液状化(危険度が高い以上)																			
	斜面数(箇所)	被災棟数(棟)			207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207				
		危険度別 箇所数	A				0	0	0	0	1	0	0	1	1	8	8			
			B				128	132	141	138	187	198	147	187	198	196	192	193		
			C				79	75	66	69	20	8	60	20	8	10	7	6		
	建物被害	被害数(棟)	木造	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0		
				被害数(棟)	半壊	0	0	45	194	923	1,357	361	1,140	1,478	1,789	1,735	1,856	2,010		
			非木造	SRC造・RC造	大破	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	
					中破	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	2	3	2	
				S造	大破	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
					中破	0	0	0	0	1	5	0	2	18	27	48	60	35		
				軽量鉄骨造	大破	0	0	0	0	51	102	2	71	147	195	243	237	197		
					中破	0	0	1	4	49	72	16	58	92	112	120	123	117		
			その他	大破	0	0	0	0	40	81	2	58	117	161	185	176	148			
				中破	0	0	1	3	34	50	13	40	64	71	67	72	75			
			小計	大破	0	0	0	0	91	183	4	129	265	357	430	415	346			
				中破	0	0	2	7	85	128	29	101	175	211	237	258	229			
			合計		大破	0	0	0	2	1,285	2,733	61	1,808	3,742	4,971	6,754	6,681	5,449		
					中破	0	0	47	101	1,008	1,485	390	1,241	1,653	2,000	1,972	2,114	2,239		
	木造建物被害率(%)	全壊	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	7.3	0.2	4.8	9.9	13.1	18.0	17.8	14.5					
		半壊	0.0	0.0	0.1	0.3	2.6	3.9	1.0	3.2	4.2	5.1	4.9	5.3	5.7					
	非木造建物被害率(%)	全壊	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.5	0.0	1.0	2.1	2.9	3.4	3.3	2.8					
		半壊	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	1.0	0.2	0.8	1.4	1.7	1.9	2.1	1.8					
	地震火災被害	全出火			0	0	0	0	6	13	1	9	18	23	31	31	26			
		炎上出火			0	0	0	0	4	9	0	6	12	16	21	21	17			
消火件数			0	0	0	0	2	4	0	3	6	8	9	9	8					
延焼出火			0	0	0	0	2	5	0	3	6	8	12	12	9					
焼失棟数			0	0	0	0	2	5	0	3	7	9	13	12	10					
			0	0	0	0	73	156	3	103	213	283	386	382	310					
人的被害	死者			0	0	0	0	73	156	3	103	213	283	386	382	310				
	負傷者			0	0	0	30	1,467	2,307	236	1,800	2,785	3,303	3,971	3,945	3,490				
	要救出者数	要救出現場数		0	0	0	1	514	1,093	24	723	1,497	1,988	2,702	2,672	2,180				
		要救出者数		0	0	0	1	263	559	12	370	765	1,016	1,384	1,369	1,114				
		要後方医療搬送者数		0	0	0	3	147	231	24	180	279	330	397	395	349				
		避難者数		0	0	0	2	1,567	3,333	74	2,204	4,563	6,062	8,237	8,147	6,645				
		食料供給対象人口		0	0	0	0	5,029	15,087	629	9,010	21,583	25,136	25,136	25,136	25,136				
		給水対象世帯		0	0	0	0	1,777	5,331	222	3,184	7,626	8,881	8,881	8,881	8,881				
生活物資供給対象人口		0	0	0	2	1,567	3,333	74	2,204	4,563	6,062	8,237	8,147	6,645						
ライフライン被害	上水道管被害	被害数(被害数)	0	0	0	0	24	72	3	43	103	124	234	182	143					
		被害率(箇所/km)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.30	0.01	0.18	0.43	0.52	0.98	0.76	0.60					
	下水道管被害	被害数(被害数)	0	0	0	0	1	9	0	4	20	37	95	56	33					
		被害率(箇所/km)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.01	0.06	0.12	0.30	0.18	0.11					
	都市ガス管被害	被害数(被害数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0					
		被害率(箇所/km)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.00					
	電力(電柱)被害	被害本数(本)	0	0	0	0	4	9	1	5	13	20	26	25	21					
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.07	0.01	0.04	0.10	0.16	0.20	0.20	0.17					
電話(電話柱)被害	被害本数(本)	0	0	0	0	4	9	1	5	13	20	26	25	21						
	被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.07	0.01	0.04	0.10	0.15	0.20	0.19	0.16						
重要施設被害	災害対策本部	施設数	4	4	0	0	1	1	0	1	2	1	3	3	2					
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	30.8	0.0	12.5	43.0	32.7	77.8	77.8	55.2				
	警察・消防活動拠点	施設数	3	3	0	0	1	2	0	2	2	2	3	2	2					
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	54.2	0.0	50.0	54.9	55.9	100.0	56.5	56.0				
	避難活動拠点	施設数	27	27	0	0	7	20	1	12	25	27	27	27	27					
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	25.9	73.6	2.5	45.4	91.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
県民生活支障	医療活動拠点	施設数	41	41	0	0	13	30	1	20	38	41	41	41	41					
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	32.7	73.7	2.5	47.6	92.4	100.0	100.0	100.0	100.0				
	居住の制約	世帯数(世帯)	20,462	20,462	0	0	1	4,651	12,876	544	7,963	17,856	20,462	20,462	20,462					
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	22.7	62.9	2.7	38.9	87.3	100.0	100.0	100.0	100.0				
	食料・飲料水の制約	世帯数(世帯)	20,462	20,462	0	0	0	4,094	12,282	512	7,335	17,570	20,462	20,462	20,462					
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	60.0	2.5	35.8	85.9	100.0	100.0	100.0	100.0				
	電気の制約	契約口数	40,287	40,287	0	0	0	0	3,109	0	0	3,536	4,111	4,507	4,445	4,182				
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	8.8	10.2	11.2	11.0	10.4				
	情報通信の制約	需要家数(家数)	21,514	21,514	0	0	0	0	166	0	0	239	368	479	460	387				
			制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	1.1	1.7	2.2	2.1	1.8				
教育の制約	施設数	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1					
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.5	0.0	1.0	2.1	2.9	3.4	3.3	2.8					
その他	エレベーター閉じ込め者数			6	11	17	17	40	113	17	45	124	147	175	175	158				
	滞留者数(人)			16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954					
	帰宅困難者数			7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565					

注：地震動（震度6弱以上）

- ・震度6弱※・・・震度6弱（一部震度6強）
- ・震度6弱※※・・・震度6弱（一部震度6強、震度7）

資料：「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月、福岡県）をもとに作成

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 地域強靱化の意義

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、それまでの知見をはるかに超える被害が発生し、地震災害等に対する、わが国の社会システムが脆弱であることが明らかとなった。

また、近年、全国的に 1 時間降水量 50mm 以上（非常に激しい雨）や、80mm 以上（猛烈な雨）の短時間強雨の観測頻度が増加しており、計画対象降雨を上回る豪雨により、甚大な浸水被害や、山間部における土砂災害が発生するなど、気候変動に伴う災害リスクの増大が危惧されている。

国は平成 25 年（2013 年）に基本法の公布・施行と、平成 26 年（2014 年）に国基本計画を閣議決定した。これを受け、福岡県は平成 28 年（2016 年）に県地域計画を策定した。

その後、平成 28 年（2016 年）熊本地震及び平成 29 年（2017 年）7 月九州北部豪雨等の教訓を踏まえ、平成 30 年（2018 年）に国基本計画が改訂され、あわせて、人命を守り、電力、上水道など重要インフラ等の機能維持を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が実施された。これを受け、令和元年（2019 年）に県地域計画も改定された。

さらに、国は、令和元年（2019 年）に、地域計画に基づき地方自治体が実施する補助金・交付金事業に対して予算配分を重点化することとし、地方自治体に地域計画の早期策定を促し、地域強靱化の取組みを一層推進していくことを示している。

被災自治体である本市は、以上のような背景を踏まえ、早急に地域強靱化を推進しなければならない。

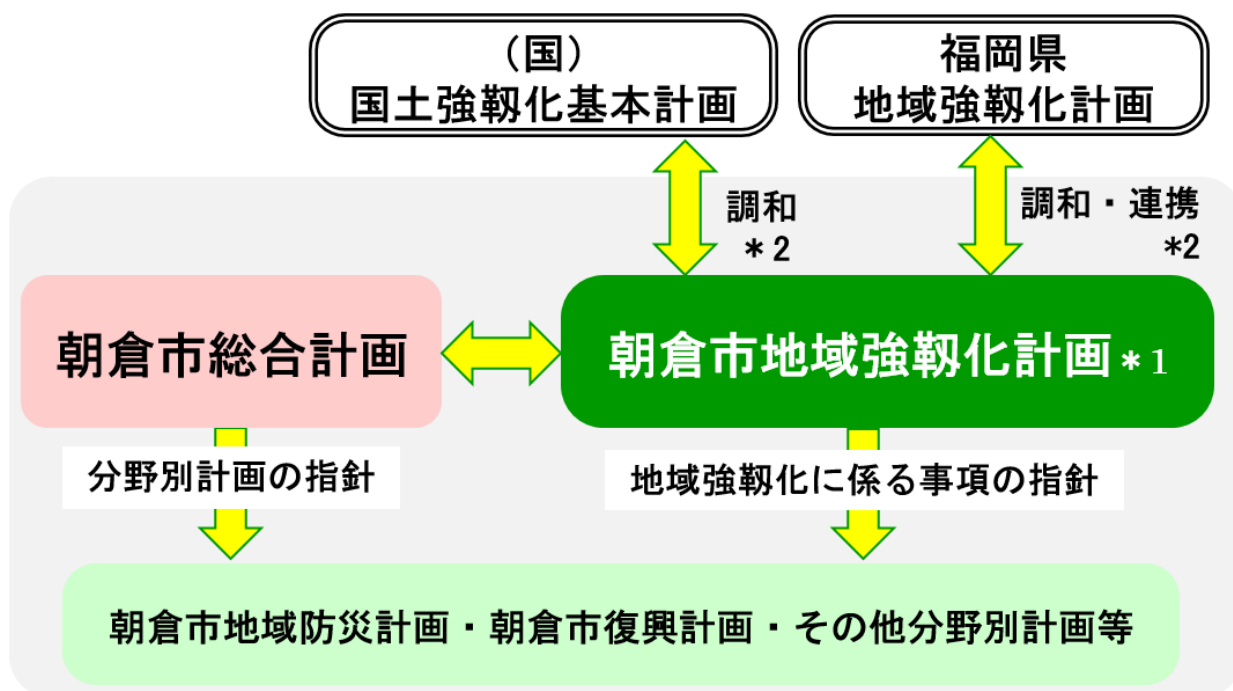
このため、大規模な自然災害が発生しても「致命的な被害を負わないだけの強さ」と、被災後も「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」を創出するため、国基本計画や県地域計画、過去の災害による教訓を踏まえて、防災・減災対策をはじめ、各種施策を総合的に網羅した朝倉市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画を踏まえ、各関係部署において関連計画等に基づき個別の取組みを進めることで、市全体の強靱化を図っていくこととする。

2 基本的な方針

(1) 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、国基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本市の総合的な指針である「第2次朝倉市総合計画」との整合を図りながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。



*1 国土強靱化基本法（13条） *2 同法（14条）

なお、本計画は、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

他の計画との関係では、地域強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」及び「復興計画」等の上位計画であり、地域強靱化計画策定後は、そこに示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う。

(2) めざすべき市の姿

本計画では、第2次朝倉市総合計画における将来像の実現に向けて、地域強靱化の観点から、強く、しなやかな地域づくりを目指す。

まちの将来像：「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」

(3) 基本目標

本計画の基本目標としては、基本法 14 条において地域計画は基本計画等との調和が保たれたものでなければならないと規定されているため、以下の項目を定める。

Ⅰ 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態として、地震等での建物等の倒壊や火災発生、風水害による死傷者の発生、情報伝達不足による避難行動の遅れでの死傷者の発生が想定されるため、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や避難の迅速化、大規模風水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化を図っていく。

Ⅱ 社会の重要な機能が致命的な被害を受けずに維持されること

大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われ、食料やエネルギーの安定供給、企業の生産力低下の防止、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワークの確保等により、被災による社会の重要な機能の大幅な低下を避ける。

Ⅲ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

家屋等の転倒・住宅等の火災や浸水をはじめ、経済活動域への重大な影響を避ける必要がある。また、公共施設については避難場所や防災施設として活用されるものであり、被害が最小となるよう進めていく。

Ⅳ 迅速な復旧復興

ため池、ダムや防災施設の損壊・機能不全による制御不能な二次災害を発生させないことや大量に発生する災害廃棄物等処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける。

(4) 対象とする大規模災害

本計画で対象とする災害は、日常生活・経済に甚大な影響をおよぼすリスクとして、自然災害のほかに鉄道事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本計画においては、県地域計画を踏まえ、大規模自然災害を対象とする。

- ① 警固断層帯を震源とした地震災害
- ② 大規模な風水害

(5) 事前に備えるべき目標

基本目標達成のために、具体的に達成すべき目標を8つの「事前に備えるべき目標」として、次のとおり設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 経済活動を機能不全に陥らせない
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とする。ただし、2期目以降は市総合計画の計画期間と合わせる。

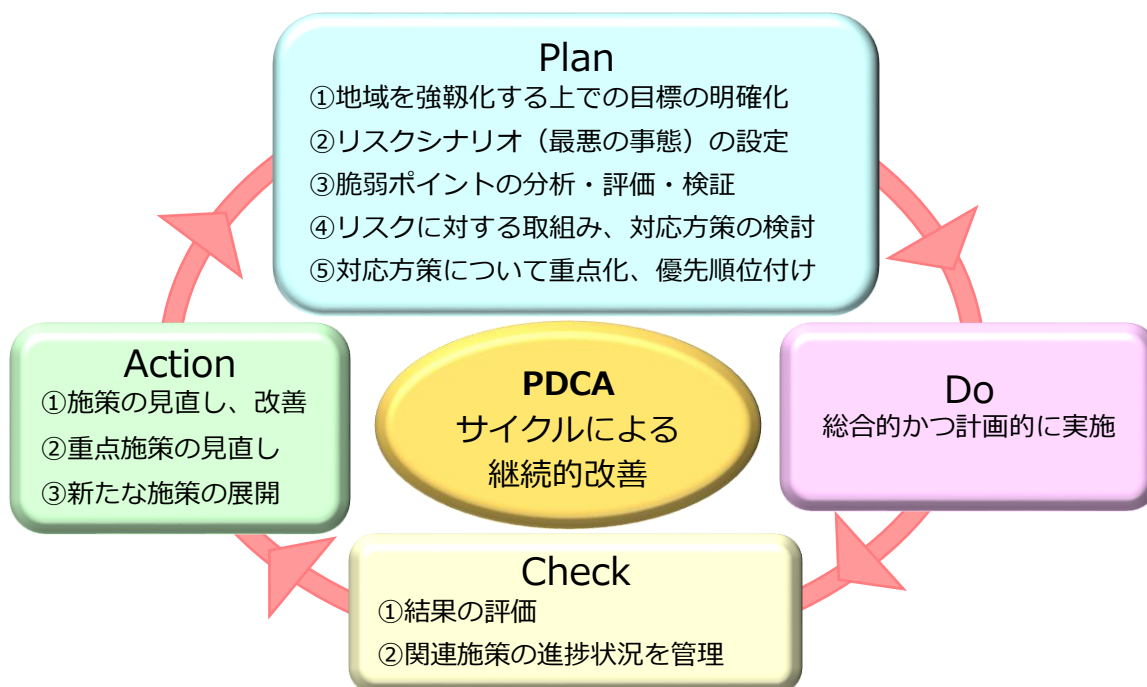
(7) 施策の推進とPDCAサイクル

① 計画の推進

地域強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまたがる。従って、計画の推進にあたっては、庁内の全横断的な体制のもと、必要に応じて県をはじめ、国の関係組織、近隣市町等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく必要がある。

② PDCAサイクル

本計画は地域のリスクマネジメントであり、PDCAサイクルを繰り返すことによる取組みを推進する。地域強靱化に向けては、国基本計画及び県地域計画と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要となる。そのため、施策の進捗状況等を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していく。



(8) 計画の見直し

本計画は、社会経済情勢の変化や、国、県及び本市を通じた国土強靱化施策の推進状況等を勘案するとともに、総合計画や地域防災計画等を見直し等に併せて必要な検討を行い、計画期間中であっても必要に応じて見直しを検討する。

第3章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく課題

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4つの基本目標と本市の地域特性などを踏まえ、国基本計画及び県地域計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	水害による多数の死傷者の発生
		1-3	洪水及び広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	被災地における医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-2	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物等の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョン(事前復興)の欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 脆弱性評価に基づく課題

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策の方向性について課題整理し、施策の方向性ごとの脆弱性評価を巻末資料 1 に整理する。この中で各施策の方向性に共通する課題等を次に示す。

Point1 ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

本市における防災・減災等に関する施策は、従来の災害を想定しているものが多く、近年の想定を超えるような災害に対する実施能力や財源には限りがある。これを踏まえ、施策をできるだけ早期に適正なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策に一層取り組む必要がある。

Point2 代替性・冗長性等の確保が必要

市民生活に欠かすことのできないエネルギー、情報通信、交通・物流等をはじめとする各分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大なものとなる。このため、バックアップ施設や代替システムの整備、ネットワーク化を図り、代替性・冗長性等の確保を進めていく必要がある。

Point3 各主体との連携が必要

地域強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市のみならず、市民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体間での情報提供や連携して効果的に施策等を実施していくことが重要となることから、日ごろの訓練や連絡調整等を通じて、実効性の確保に一層取り組む必要がある。

Point4 地域強靱化に向けた継続的な取組みが必要

近年の局地的な集中豪雨の発生に代表されるように、想定される災害も多岐にわたり、また地域強靱化に向けた取組みも短期的に実施できるものではないため、長期的な視点のもとに地域強靱化の取組みを計画的に進めていく必要がある。

第4章 地域強靱化の推進方針

1 施策の分野

(1) 強靱化に関する施策分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために解決すべき課題を踏まえ、課題解決のための施策の分野を次のとおり設定する。

これら14の施策分野は、それぞれ密接に関連していることから、各分野における具体的な取組みの推進にあたっては、所管部署を明確にした上で関係機関等との推進体制を検討し、取組みの実効性を確保できるよう留意する必要がある。

各施策と関連事業の詳細については、巻末資料2に示す。

個別施策分野	① 住宅・都市 ② 保健医療・福祉 ③ エネルギー ④ 産業 ⑤ 交通・物流 ⑥ 農林水産 ⑦ 地域保全 ⑧ 環境 ⑨ 土地利用 ⑩ 行政/警察・消防/防災教育等
横断的施策分野	(A) リスクコミュニケーション (B) 人材育成 (C) 官民連携 (D) 老朽化対策・研究開発

(2) 施策の重点化

限られた資源と財源の中で、地域強靱化に関する取組みを効率的・効果的に推進していくためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点的に進めていく必要がある。

そのため、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要度、緊急度等の観点から、今後、当面重点的に取り組むべきと判断されたリスクシナリオを選定（重点化）し、優先的に取り組む。

【重点化プログラム】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-3	洪水及び広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	被災地における医療機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
5	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-2	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、風評被害等による経済活動の機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物等の処理・停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

2 推進すべき施策の方針

推進すべき施策の方針について、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）毎の推進方針、及び施策分野毎の推進方針に分けて整理する。

（１）リスクシナリオ毎の推進方針

リスクシナリオ毎の推進方針は下表のとおりである。

- ※ 施策名の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する部局を省略して記載したもの。
例：【総務】：総務部、【市民】：市民環境部、【保健】：保健福祉部、【農林】：農林商工部、
【都市】：都市建設部、【教育】：教育部
- ※ 再掲：所管部局の横に記載 例：【総務部】【再掲（1-2-3）】
- ※ ◎印：「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の重点化プログラム

<事前に備えるべき目標>

1 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
1-1-1	■ ◎住宅、特定建築物の耐震化【都市】 ○ 県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。
1-1-2	■ ◎学校施設及び公共施設の耐震化【総務・市民・保健・農林・都市・教育】 ○ 公立学校施設の耐震化は完了し、今後も耐震化率 100%を維持していく。また、その他公共施設の一層の耐震化に努める。
1-1-3	■ ◎社会福祉施設等の耐震化【保健】 ○ 社会福祉施設等について、改修を促進するとともに、老朽施設については、耐震化を促す。
1-1-4	■ ◎応急危険度判定体制の整備【都市】 ○ 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の養成に向けて取り組む。

1-1-5

■ ◎大規模盛土造成地の把握【都市】

- 県と連携し、大規模盛土造成地に関する住民（所有者等）に情報提供するための取組みに努める。

1-1-6

■ ◎公営住宅、住環境等の整備【都市】

- 災害に強い公営住宅、住環境等の整備を促進するため、県の助言を受けながら、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家再生等推進事業を推進する。

1-1-7

■ ◎不燃化を行う区域の指定【都市】

- 新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、市街地における防火対策を促進する。

1-1-8

■ ◎学校施設及び公共施設の維持管理【総務・市民・保健・農林・都市・教育】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める。

1-1-9

■ ◎適時適切な避難勧告等の発令【総務】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う。

1-1-10

■ ◎防災拠点施設整備【総務】

- 防災活動、避難活動及び救助活動の拠点となる防災まちづくり拠点施設や防災ひろば等を整備することにより、地域防災力を向上させる。また、災害に強いまちづくりを実現するため、市全域の具体的な復興実施計画を策定し、被災者の再建、生活環境及び安全性の向上を目指す。

<重要業績指標>

- ・ 住宅の耐震化率:85.2%(R2年度) → 95%(R8年度末)
- ・ 特定建築物の耐震化率:74.8%(R2年度) → 95%(R8年度末)
- ・ 学校施設の耐震化率:100%(H30年度) → 100%維持
- ・ 人的被害の発生件数(R1年度0件) → 0件を維持
- ・ 防災拠点施設・防災広場整備:0箇所(R2年度) → 4箇所(R5年度)

リスク
シナリオ
1-2

水害による多数の死傷者の発生

1-2-1

■ ◎社会福祉施設等の耐震化【保健】【再掲(1-1-3)】

- 社会福祉施設等について、改修を促進するとともに、老朽施設については、耐震化を促す。

1-2-2

■ ◎学校施設及び公共施設の維持管理【総務・市民・保健・農林・都市・教育】【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める。

1-2-3

■ 大型台風を想定したタイムラインの運用【総務】

- 大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風接近時には県から提供される台風災害に備えたタイムラインを用いて、市民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する。

1-2-4

■ ○激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策【総務・都市】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施する。
- 宅地の嵩上げ等により、安全性の向上したまちづくりを目指す。

1-2-5

■ ○洪水等に対するハザードマップの作成【総務】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ等を作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を推進する。

1-2-6

■ ◎適時適切な避難勧告等の発令【総務】【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う。

1-2-7

■ ◎防災拠点施設整備【総務】【再掲(1-1-10)】

- 防災活動、避難活動及び救助活動の拠点となる防災まちづくり拠点施設や防災ひろば等を整備することにより、地域防災力を向上させる。また、災害に強いまちづくりを実現するため、市全域の具体的な復興実施計画を策定し、被災者の再建、生活環境及び安全性の向上を目指す。

<重要業績指標>

- 大型台風を想定したタイムライン作成状況(作成済) → 出水期前見直し
- 洪水ハザードマップ作成状況:作成済 → 随時見直し
- 出前講座開催状況:13回 983人(R1年度) → 30回 1,200人(R8年度)
- 人的被害の発生件数(R1年度0件) → 0件を維持
- 防災拠点施設・防災広場整備:0箇所(R2年度) → 4箇所(R5年度)

リスク シナリオ 1-3

洪水及び広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

1-3-1

■ ◎学校施設及び公共施設の維持管理【総務・市民・保健・農林・都市・教育】【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める。

1-3-2

■ ◎気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【都市】

○ 河川改修

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、国や県と連携し、河道掘削や洪水調節施設等の整備事業に協力する。

○ ダムによる洪水調節

関係機関と連携し、既設ダムの洪水調節機能の強化を図る。

1-3-3

■ ◎新技術等を活用した災害対策の構築【総務・都市】

- 河川の監視体制や、市民への情報提供を強化し、早急な水防活動や市民の適切な避難判断を支援することを目的とした体制を構築する。

1-3-4

■ ◎下水道による浸水対策【都市】

- 市における浸水対策の強化を図るため、浸水対策（下水道整備）に取り組む。

1-3-5

■ ◎洪水等に対するハザードマップの作成【総務】【再掲(1-2-5)】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ等を作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を推進する。

1-3-6

■ ◎河川並びにダムにおける水害対応タイムラインの策定【総務】

- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、国・県・ダム管理者と連携し、河川の氾濫・ダムの異常洪水時防災操作の際に、関係者や市民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムライン策定に取り組む。

1-3-7

■ ◎「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【総務】

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・県・市等からなる、「筑後川・矢部川 大規模氾濫減災対策協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

1-3-8

■ ◎適時適切な避難勧告等の発令【総務】【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う。

<重要業績指標>

- ・ 洪水ハザードマップ作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 出前講座開催状況:13回 983人(R1年度) → 30回 1,200人(R8年度)
- ・ 水害対応タイムライン作成状況:作成済 → 随時見直し

- ・ 水防計画作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件) → 0 件を維持

リスク
シナリオ
1-4

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-4-1

■ ◎適時適切な避難勧告等の発令【総務】【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う。

1-4-2

■ ◎激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【都市】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、県と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施する。

1-4-3

■ ◎人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【都市】

- 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
土砂災害の防止・軽減を図るため、県と連携し、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備事業に協力する。
- 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携し、施設整備事業に協力する。
- 既存ストックを有効活用した対策
効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携し、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備事業に協力する。

1-4-4

■ ◎治山施設の整備【農林】

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携し、保安林及び治山施設の整備等を推進する。

1-4-5

■ ◎土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化等を図るため、県と連携し、土砂災害ハザードマップの作成や、市民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

<重要業績指標>

- ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件) → 0 件を維持
- ・ 急傾斜地崩壊対策箇所数:2 箇所(R2 年度) → 4 箇所(R8 年度)
- ・ 水源かん養基金事業進捗:14.31%(H27~R1 年度) → 100%(R16 年度)
- ・ 土砂災害ハザードマップ作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
→ 30 回 1,200 人(R8 年度)
- ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)

リスク シナリオ 1-5

情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

1-5-1

■ ◎洪水等に対するハザードマップの作成【総務】【再掲(1-2-5)】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ等を作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を推進する。

1-5-2

■ ◎適時適切な避難勧告等の発令【総務】【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う。

1-5-3

■ ◎土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務】【再掲(1-4-5)】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化等を図るため、県と連携し、土砂災害ハザードマップの作成や、市民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

1-5-4

■ ◎防災情報通信基盤の整備【総務】

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、市と国、県、関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等の計画的な維持管理に協力する。

1-5-5

■ ◎多数の人が集まる場所等における避難対策【総務】

- 大規模集客施設の管理者等に対し、県と連携し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかけ、災害時の情報伝達手段の多重化に努める。

1-5-6

■ ◎指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務】

避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外の避難者に対する支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。

1-5-7

■ ◎避難行動要支援者の避難支援【総務・保健】

- 避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定に向けて取り組む。

1-5-8

■ ◎福祉避難所への避難体制の整備の促進【総務・保健】

- 要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。

1-5-9

■ ◎外国人に対する支援【総務】

- 大規模災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、防災情報の提供に努める。

1-5-10

■ ◎防災教育の推進【教育】

- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの適正な運用を行う。

1-5-11

■ ◎避難行動等の教訓の広報啓発【総務】

- 過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等を、各種機会を通じて普及啓発を図る。

1-5-12

■ ◎情報伝達手段の整備【総務】

- 市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、県と連携し、情報伝達手段の多重化を図る。

1-5-13

■ ◎防災メール・まもるくんの活用【総務】

- 気象情報や避難勧告等の情報を市民へ確実かつ迅速に伝達するため、防災メール・まもるくんを活用する。

<重要業績指標>

- ・ 洪水ハザードマップ作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件) → 0 件を維持
- ・ 土砂災害ハザードマップ作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
→ 30 回 1,200 人(R8 年度)
- ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)
- ・ 防災情報通信基盤整備状況:整備済 → 維持
- ・ 情報伝達協力事業所数:現状 2 社 → 4 社(R8 年度)
- ・ 避難所運営マニュアル作成状況:作成済 → 随時更新
- ・ 個別避難支援計画の策定状況:現状 30.3% → 45%(R8 年度)
- ・ 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク及び同報系防災行政無線(整備済)
不具合件数:現状 6 件(H31 年度) → 低減に努める。
- ・ 防災メールまもるくん登録者数:現状 2,861 人 → 5,000 人(R8 年度)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスク シナリオ 2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
2-1-1 ■ ◎公助による備蓄・調達の推進【総務】 ○ 福岡県備蓄基本計画で定めた目標量の備蓄に努めるとともに、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。 2-1-2 ■ ◎自助・共助による備蓄の促進【総務】 ○ 市民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座や広報紙等での広報を実施する。 2-1-3 ■ ◎水源の確保【総務】 ○ 災害時に活用可能な水源の確保に努める必要がある。 ＜重要業績指標＞ ・ 備蓄品(食料):現状 12,084 食(88.2%) → 13,689 食(100%) ・ 備蓄品(水):現状 6,322,200ml(46.2%) → 13,689,000ml(100%) ・ 協定締結状況:現状 6 件 → 拡大 ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度) → 30 回 1,200 人(R8 年度) ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)	

リスク シナリオ 2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
2-2-1 ■ ◎消防本部・消防署の耐震化【総務】 ○ 関係機関と連携し、消防本部・消防署の耐震化を維持する。	

2-2-2

■ ◎自主防災組織の充実強化【総務】

- 県と連携し、地域のリーダーを対象とした自主防災組織運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組みにより、自主防災組織の活性化を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 自主防災組織研修会参加状況：現状 14 人(4 地区) → 維持拡大
- ・ 防災士資格取得者数：現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)

リスク
シナリオ
2-3

大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

2-3-1

■ 帰宅困難者に対する支援【総務】

- 帰宅困難者に対する支援を充実するため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等の拡充に努める。

＜重要業績指標＞

- ・ 協定締結状況：現状 1 件 → 5 件(R8 年度)

リスク
シナリオ
2-4

被災地における医療機能の麻痺

2-4-1

■ ◎避難所・現場救護所の JMAT による医療支援【保健】

- 災害時の円滑な医療活動のため、県と連携し、福岡県医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナースの派遣を要請できる体制を維持する。

スク
シナリオ
2-5

被災地における疫病・感染症の大規模発生

2-5-1

■ 疫病・感染症のまん延防止【保健】

- 平常時からの感染症予防対策用資材の整備や浸水被害等による感染症の発生予防

まん延防止のため、関係団体との連携や連絡体制の確保に努める。予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国・県や関係機関との情報共有・連携を図る。

リスク
シナリオ
2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

2-6-1

■ ◎学校施設及び公共施設の維持管理【総務・市民・保健・農林・都市・教育】【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める。

2-6-2

■ ◎指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務】【再掲(1-5-6)】

- 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外の避難者に対する支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。

2-6-3

■ ◎健康管理体制の構築【保健】

- 県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

2-6-4

■ ◎福祉避難所の設置・運営【総務・保健】

- 県と連携し、設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営を適切に行う。

<重要業績指標>

- ・ (健康管理)マニュアル作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 福祉避難所に関する協定締結施設数:4件 → 5件(R8年度)
- ・ 福祉避難所マニュアル作成状況:作成済 → 随時見直し

3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスク
シナリオ

3-1

行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

3-1-1

■ ◎学校施設及び公共施設の維持管理【総務・市民・保健・農林・都市・教育】【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める。

3-1-2

■ ◎業務継続体制の確保【総務】

- 福岡県業務継続計画を踏まえ、市業務継続計画の適切な運用等を図る。

3-1-3

■ ◎各種防災訓練の実施【総務】

- 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、県と連携し、総合防災訓練等に取り組む。

3-1-4

■ ◎受援体制の確保【総務】

- 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。

3-1-5

■ ◎受援に係る災害対応能力の向上【総務】

- 受援に係る災害対応能力の向上を図るため、県と連携し、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の見直しを行う。

3-1-6

■ ◎罹災証明の迅速な発行【総務】

- 大規模災害発生時に市が罹災証明書を迅速に発行できる体制の強化を図る。

3-1-7

■ ◎自家発電機の整備【総務】

- 公共施設に整備する自家発電機は耐震性を備えたものとし、代替エネルギーシステムの活用検討にも努める。

3-1-8

■ ◎防災拠点となる公共施設の整備【総務】

- 県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、県と連携し取り組みの推進に協力する。

<重要業績指標>

- ・ 業務継続計画作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 訓練実施状況:不定期実施(受援訓練) → 維持継続
- ・ 受援計画作成状況:作成済 → 随時見直し

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスク
シナリオ
4-1

情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

4-1-1

■ ◎防災情報通信基盤の整備【総務】【再掲(1-5-4)】

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、市と国、県、関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等の計画的な維持管理に協力する。

4-1-2

■ ◎多数の人が集まる場所等における避難対策【総務】【再掲(1-5-5)】

- 大規模集客施設の管理者等に対し、県と連携し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかけ、災害時の情報伝達手段の多重化に努める。

4-1-3

■ ◎情報伝達手段の整備【総務】【再掲(1-5-12)】

- 市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、県と連携し、情報伝達手段の多重化を図る。

4-1-4

■ ◎防災メール・まもるくんの活用【総務】【再掲(1-5-13)】

- 気象情報や避難勧告等の情報を市民へ確実かつ迅速に伝達するため、防災メール・まもるくんを活用する。

4-1-5

■ ◎災害・防災情報の利用者による対策促進【総務】

- 市民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、市民や事業者等に対し、備蓄を働きかける。

＜重要業績指標＞

- ・ 防災メールまもるくん登録者数:現状 2,861 人 → 5,000 人(R8 年度)
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
→ 30 回 1,200 人(R8 年度)
- ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)

5 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスク
シナリオ
5-1

上水道等の長期にわたる供給停止

5-1-1

■ ◎水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【都市】

- 老朽化対策として、耐震性能を有する水道施設の整備を図るため、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントを実施し、水道施設老朽管更新計画の策定を行う。
また、水道の広域連携推進のために、県及び福岡県南広域水道企業団と連携し、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。

5-1-2

■ ◎水道施設の広域的整備【都市】

- 福岡県南広域水道企業団の小石原川ダムの新たな水権利の確保による朝倉市水道事業の取水量の増加に伴い、増量分の水道施設の整備に努める。

＜重要業績指標＞

- ・ 水道配水本管耐震化率:0%(R1 年度) → 拡大(R8 年度)
- ・ 受水率:26.5%(R2 年度) → 拡大(R8 年度)

(福岡県南広域水道企業団からの年間受水量/福岡県南広域水道企業団における朝倉市基本水量×365 日)

リスク
シナリオ
5-2

汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

5-2-1

■ ◎下水道施設の耐震化【都市】

- 市が管理する下水道施設の耐震化を促進するため、県と連携し、市における優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施に努める。

5-2-2

■ ◎下水道BCPの実効性の確保【都市】

- 市が管理する公共下水道において、下水道 BCP の情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

5-2-3

■ **◎し尿汚泥再生処理施設の整備【市民・都市】**

- 老朽化したし尿汚泥再生処理施設を整備するため、県と連携し、し尿汚泥再生処理施設整備事業を進める。

<重要業績指標>

- ・ 下水道ストックマネジメント:0%(R1 年度)→継続拡充(R8 年度)

交通インフラの長期にわたる機能停止

5-3-1

■ 鉄道駅舎等の耐震化【総務】

- 鉄道駅舎等の耐震化を促進するため、国、県と連携し、事業に協力する。

5-3-2

■ 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【都市】

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県と連携し、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する。

5-3-3

■ 道路橋梁の耐震対策【都市】

- 地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。

5-3-4

■ 緊急輸送道路の整備【総務・都市】

- 大規模災害時における道路ネットワークを確保するため、県と連携し、緊急輸送道路の改良整備などを進める。

5-3-5

■ 道路啓開体制の強化【都市】

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。

5-3-6

■ 道路の雪寒対策の推進【都市】

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、県と連携し、ソフト・ハード両面での取組みを促進する。

5-3-7

■ 生活道路の整備【都市】

- 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

防災インフラの長期にわたる機能不全

5-4-1

■ 道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。

5-4-2

■ 河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。

5-4-3

■ ダムの老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

- ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。

5-4-4

■ 砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

- 砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。

5-4-5

■ 治山施設の老朽化対策【農林】

- 治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県への要望と合わせて連携し、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

リスク
シナリオ

6-1

サプライチェーンの寸断、風評被害等による経済活動の機能不全

6-1-1

■ ◎商工業者への事業継続支援【農林】

- 朝倉商工会議所及び朝倉市商工会と連携し、市内商工業者に対して、災害リスクに対応するための情報や事業継続計画（BCP）策定セミナーの開催等の周知・啓発に努め、BCPの策定等を促進する。

6-1-2

■ ◎代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【都市】

- 代替性・冗長性の確保を図る観点から、県と連携し、幹線道路の整備を促すとともに、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化に努める。

＜重要業績指標＞

- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況（市内事業者参加分）
：現状 3回 → 維持拡大
- ・ 事業継続計画策定支援 5事業所（R2年度） → 20事業所（R3年度）

6-2-1

■ 農地の防災・減災対策【農林】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、県と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める。

6-2-2

■ 農業水利施設の老朽化対策【農林】

- 農業用水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の施設の老朽化対策に取り組む。

6-2-3

■ 農道・林道の整備、保全【農林】

- 県と連携し、災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を促進するとともに、老朽化箇所等の点検・診断に努める。

6-2-4

■ 農業用ハウスの補強【農林】

- 近年の台風、大雨等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

<重要業績指標>

- ・ 林道高木線開設事業進捗:70.1%(R1 年度) → 100%(R5 年度)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

シナリオ
7-1

ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

7-1-1

■ ◎激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策【総務・都市】【再掲(1-2-4)】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施する。
- 宅地の嵩上げ等により、安全性の向上したまちづくりを目指す。

7-1-2

■ ◎気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【都市】【再掲(1-3-2)】

- 河川改修
大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、国や県と連携し、河道掘削や洪水調節施設等の整備事業に協力する。
- ダムによる洪水調節
関係機関と連携し、既設ダムの洪水調節機能の強化を図る。

7-1-3

■ ◎激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【都市】【再掲(1-4-2)】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、県と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施する。

7-1-4

■ ◎人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【都市】【再掲(1-4-3)】

- 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
土砂災害の防止・軽減を図るため、県と連携し、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備事業に協力する。
- 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携し、施設整備事業に協力する。
- 既存ストックを有効活用した対策
効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携し、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備事業に協

力する。

7-1-5

■ ◎治山施設の整備【農林】【再掲(1-4-4)】

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携し、保安林及び治山施設の整備等を推進する。

7-1-6

■ ◎ため池の防災・減災対策【農林】

- 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、安全性に係る調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行う。

7-1-7

■ ◎ダム(基幹的農業水利施設)の老朽化対策【都市】

- 豪雨等による災害防止のため、県、ダム管理者等関係機関と連携し、適正な維持管理の継続に協力する。

<重要業績指標>

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業箇所数:2 地区(R2 年度) → 4 地区(R8 年度)
- ・ 防災重点ため池の劣化・耐震等調査数:0 箇所(R2 年度)→66 箇所(R12 年度)

リスク シナリオ 7-2

有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

7-2-1

■ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【市民】

- 市民の健康被害のリスクを軽減するため、県と連携し、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。

7-2-2

■ 光化学オキシダントに係る緊急時の対応【市民】

- 市民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県環境保全課より発令される注意報等に基づき、光化学オキシダント対策本部の設置、緊急対策連絡体制による関係機関への連絡(防災無線の放送等)、被害届の受付・集計を行い、福岡県へ報告する。

7-2-3

■ 微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起時の対応【市民】

- 市民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県環境保全課からの注意喚起に基づき、同県による報道機関・関係機関への連絡を受け、本市において防災無線による注意喚起の放送を行う。

7-3-1

■ ◎激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【都市】
【再掲(1-4-2)】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、県と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施する。

7-3-2

■ ◎人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【都市】
【再掲(1-4-3)】

- 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
土砂災害の防止・軽減を図るため、県と連携し、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備事業に協力する。
- 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携し、施設整備事業に協力する。
- 既存ストックを有効活用した対策
効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携し、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備事業に協力する。

7-3-3

■ ◎治山施設の整備【農林】
【再掲(1-4-4)】

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携し、保安林及び治山施設の整備等を推進する。

7-3-4

■ ◎地域における農地・農業水利施設等の保全【農林】

- 農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図る。そのため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織等が実施する水路、農道等の保全活動に対し、日本型直接支払交付金事業を活用し、支援を行い継続的に地域資源の適切な保全管理を推進する。

7-3-5

■ ◎荒廃農地対策【農林】

- 県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の発生を防止することに努める。

■ ◎森林の整備・保全【農林】

- 森林の荒廃を未然に防止するため、福岡県森林環境税等を活用し、強度間伐等による公益的機能を長期的に発揮できる、針広混交林化等を実施する。
- 植栽木等被害を防止するための鳥獣害対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

<重要業績指標>

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業箇所数:2 地区(R2 年度) → 4 地区(R8 年度)
- ・ 中山間地域等直接支払交付金事業:294ha(R1 年度) → 310ha(R8 年度)
- ・ 多面的機能支払交付金事業:2,405ha(R1 年度) → 3,150ha(R8 年度)
- ・ 間伐等施策面積:56.95ha(R1 年度) → 70ha(毎年度)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスク シナリオ 8-1	災害廃棄物等の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
8-1-1	■ ◎災害廃棄物処理体制の整備【市民】 ○ 被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県が策定した災害廃棄物処理計画等に基づく市災害廃棄物処理計画により、処理体制の整備に努める。
8-1-2	■ 災害発生土砂処理体制の整備【総務】 ○ 災害で発生した土砂等の処理対策にあたる体制を整備する。 ＜重要業績指標＞ ・ 計画に定める研修会等開催回数：現状 0 回（R2 年度） → 実施
リスク シナリオ 8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-2-1	■ ◎復旧担当職員等の育成【総務・都市・農林・保健・市民・教育】 ○ 大規模災害発生時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、研修会等への参加による担当職員の育成を図る。
8-2-2	■ ◎迅速な応急・災害復旧【都市・農林】 ○ 県と連携し、災害復旧の申請などに取り組む。
8-2-3	■ ◎公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築【都市】 ○ 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

8-2-4

■ ◎建設人材の確保・育成【都市】

復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国・県の指針等に基づき、就労環境の整備を促進する。

8-2-5

■ ◎地域コミュニティ力の強化【総務】

大規模な災害発生時の対応力を向上させるためには平常時から地域づくりや地域コミュニティ力の強化が必要なため、地域コミュニティ等の活動に対して必要な支援を行う。

8-2-6

■ ◎災害ボランティア活動の強化【総務】

- 市社会福祉協議会と NPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築を行う。

8-2-7

■ ◎農地防災・災害アドバイザーの活用【農林】

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、技術支援等を担う農地防災・災害アドバイザーを活用する。

<重要業績指標>

- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
→ 30 回 1,200 人(R8 年度)
- ・ 自主防災組織研修会参加状況:現状 14 人(4 地区) → 維持拡大
- ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)
- ・ 三者連携会議の開催:年 1 回(R2 年度) → 毎年度実施

リスク シナリオ

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による
有形・無形の文化の衰退・喪失

8-3-1

■ 被災者等支援制度の周知【総務】

- 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

8-3-2

■ 貴重な文化財の喪失への対策【教育】

- 文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。また、埋蔵文化財包蔵地地図の精度向上等、文化財の適正な維持管理に努める。

<重要業績指標>

- ・ 埋蔵文化財事前審査終了面積 14,495,519 m²(R1 年度) → 16,600,000 m²
(R8 年度)

リスク シナリオ 8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-4-1	■ <u>建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【都市】</u> ○ 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル（福岡県）」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。 8-4-2 ■ <u>公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【都市】</u> ○ 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県及び関係団体との情報共有及び連携を図る。

(2) 施策分野毎の推進方針

施策分野毎の推進方針は下表のとおりである。

- ※ 施策名の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する部局を省略して記載したもの。
例：【総務】：総務部、【市民】：市民環境部、【保健】：保健福祉部、【農林】：農林商工部、
【都市】：都市建設部、【教育】：教育部
- ※ 再掲：所管部局の横に記載 例：【総務部】【再掲(①-(1))】
- ※ ◎印：「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の重点化プログラム

個別施策分野 ①	住宅・都市
	(1)◎住宅、特定建築物の耐震化【都市】 県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。(1-1) (2)◎応急危険度判定体制の整備【都市】 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の養成に向けて取り組む。(1-1) (3)◎公営住宅、住環境等の整備【都市】 災害に強い公営住宅、住環境等の整備を促進するため、県の助言を受けながら、国の交付金による公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家再生等推進事業を推進する。(1-1) (4)◎不燃化を行う区域の指定【都市】 新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、市街地における防火対策を促進する。(1-1) (5)◎防災拠点となる公共施設の整備【総務】 県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、県と連携し取り組みの推進に協力する。(3-1) (6)◎防災拠点施設整備【総務】 防災活動、避難活動及び救助活動の拠点となる防災まちづくり拠点施設や防災ひろば等を整備することにより、地域防災力を向上させる。また、災害に強いまちづくりを実現するため、市全域の具体的な復興実施計画を策定し、被災者の再建、生活環境及び安全性の向上を目指す。(1-1)(1-2) <重要業績指標> ・ 住宅の耐震化率：85.2%(R2 年度) → 95%(R8 年度末) ・ 特定建築物の耐震化率：74.8%(R2 年度) → 95%(R8 年度末)

個別施策分野 ②	保健医療・福祉
(1)◎社会福祉施設等の耐震化【保健】 社会福祉施設等について、改修を促進するとともに、老朽施設については、耐震化を促す。 (1-1)(1-2) (2)◎避難行動要支援者の避難支援【総務・保健】 避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定に向けて取り組む。(1-5) (3)◎避難所・現場救護所の JMAT による医療支援【保健】 災害時の円滑な医療活動のため、県と連携し、福岡県医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナースの派遣を要請できる体制を維持する。(2-4) (4)◎疫病・感染症のまん延防止【保健】 平常時からの感染症予防対策用資材の整備や浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、関係団体との連携や連絡体制の確保に努める。予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国・県や関係機関との情報共有・連携を図る。(2-5) (5)◎指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務】 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外の避難者に対する支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。(1-5)(2-6) (6)◎健康管理体制の構築【保健】 県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。(2-6) <重要業績指標> ・ 個別避難支援計画の策定状況:現状 30.3% →45%(R8 年度) ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度) ・ (健康管理)マニュアル作成状況:作成済 → 随時見直し	

個別施策分野 ③	エネルギー
(1)◎水源の確保【総務】 災害時に活用可能な水源の確保に努める。(2-1) (2)◎自家発電機の整備【総務】 公共施設に整備する自家発電機は耐震性を備えたものとし、代替エネルギーシステムの活用検討にも努める。(3-1)	

個別施策分野 ④	産業
(1)◎商工業者への事業継続支援【農林】 朝倉商工会議所及び朝倉市商工会と連携し、市内商工業者に対して、災害リスクに対応するための情報や事業継続計画(BCP)策定セミナーの開催等の周知・啓発に努め、BCP の策定等を促進する。(6-1) <重要業績指標> ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況(市内事業者参加分) :現状 3回 → 維持拡大 ・ 事業継続計画策定支援 5事業所(R2 年度) → 20 事業所(R3 年度)	

個別施策分野 ⑤	交通・物流
(1)鉄道駅舎等の耐震化【総務】 鉄道駅舎等の耐震化を促進するため、国、県と連携し、事業に協力する。(5-3) (2)道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【都市】 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県と連携し、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する。(5-3) (3)道路橋梁の耐震対策【都市】 地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。(5-3) (4)緊急輸送道路の整備【総務・都市】 大規模災害時における道路ネットワークを確保するため、県と連携し、緊急輸送道路の改良整備などを進める。(5-3) (5)道路啓開体制の強化【都市】 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。(5-3) (6)生活道路の整備【都市】 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。(5-3) (7)◎代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【都市】 代替性・冗長性の確保を図る観点から、県と連携し、幹線道路の整備を促すとともに、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化に努める。(6-1)	

個別施策分野 ⑥	農林水産
(1)農地の防災・減災対策【農林】 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、県と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める。(6-2) (2)農道・林道の整備、保全【農林】 県と連携し、災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を促進するとともに、老朽化箇所等の点検・診断に努める。(6-2) (3)◎地域における農地・農業水利施設等の保全【農林】 農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図る。そのため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織等が実施する水路、農道等の保全活動に対し、日本型直接支払交付金事業を活用し、支援を行い継続的に地域資源の適切な保安全管理を推進する。(7-3) (4)◎荒廃農地対策【農林】 県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の発生を防止することに努める。(7-3) <重要業績指標> ・ 林道高木線開設事業進捗:70.1%(R1 年度) → 100%(R5 年度) ・ 中山間地域等直接支払交付金事業:294ha(R1 年度) → 310ha(R8 年度) ・ 多面的機能支払交付金事業:2,405ha(R1 年度) → 3,150ha(R8 年度)	

個別施策分野 ⑦	地域保全
(1)◎大規模盛土造成地の把握【都市】 県と連携し、大規模盛土造成地に関する住民(所有者等)に情報提供するための取組みに努める。(1-1) (2)大型台風を想定したタイムラインの運用【総務】 大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風接近時には県から提供される台風災害に備えたタイムラインを用いて、市民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する。(1-2) (3)◎激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策【総務・都市】 豪雨等により激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施する。(1-2)(7-1) ・ 宅地の嵩上げ等により、安全性の向上したまちづくりを目指す。 (4)◎気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(1-3)(7-1)【都市】	

・河川改修

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、国や県と連携し、河道掘削や洪水調節施設等の整備事業に協力する。

・ダムによる洪水調節

関係機関と連携し、既設ダムの洪水調節機能の強化を図る。

(5)◎新技術等を活用した災害対策の構築【総務・都市】

河川の監視体制や、市民への情報提供を強化し、早急な水防活動や市民の適切な避難判断を支援することを目的とした体制を構築する。(1-3)

(6)◎下水道による浸水対策【都市】

市における浸水対策の強化を図るため、浸水対策(下水道整備)に取り組む。(1-3)

(7)◎河川並びにダムにおける水害対応タイムラインの策定【総務】

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、県と連携し、河川の氾濫の際に、関係者や市民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムライン策定に取り組む。(1-3)

(8)◎激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【都市】

豪雨等により激甚な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、県と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施する。(1-4)(7-1)(7-3)

(9)◎人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進 (1-4)(7-1)(7-3)【都市】

・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備

土砂災害の防止・軽減を図るため、県と連携し、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性・重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備事業に協力する。

・気候変動等の影響を踏まえた重点的整備

近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携し、施設整備事業に協力する。

・既存ストックを有効活用した対策

効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携し、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせ新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備事業に協力する。

(10)◎治山施設の整備【農林】

山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携し、保安林及び治山施設の整備等を推進する。(1-4)(7-1)(7-3)

(11)◎ため池の防災・減災対策【農林】

決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、安全性に係る調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行う。(7-1)

(12)◎ダム(基幹的農業水利施設)の老朽化対策【都市】

豪雨等による災害防止のため、県、ダム管理者等と連携し、適正な維持管理の継続に協力する。(7-1)

(13)◎森林の整備・保全【農林】

・森林の荒廃を未然に防止するため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐等による公益的機能を長期的に発揮できる、針広混交林化等を実施する。(7-3)

・植栽木等被害を防止するための鳥獣害対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。(7-3)

<重要業績指標>

- ・ 大型台風を想定したタイムライン作成状況(作成済) → 出水期前見直し
- ・ 急傾斜地崩壊対策箇所数:2箇所(R2年度) → 4箇所(R8年度)
- ・ 水害対応タイムライン作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 防災重点ため池の劣化・耐震等調査数:0箇所(R2年度)→66箇所(R12年度)
- ・ 間伐等施策面積:56.95ha(R1年度) → 70ha(毎年度)

個別施策分野

⑧

環境

(1)大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【市民】

市民の健康被害のリスクを軽減するため、県と連携し、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。(7-2)

(2)光化学オキシダントに係る緊急時の対応【市民】

市民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県環境保全課より発令される注意報等に基づき、光化学オキシダント対策本部の設置、緊急対策連絡体制による関係機関への連絡(防災無線の放送等)、被害届の受付・集計を行い、福岡県へ報告する。(7-2)

(3)微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起時の対応【市民】

市民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県環境保全課からの注意喚起に基づき、同県による報道機関・関係機関への連絡を受け、本市において防災無線による注意喚起の放送を行う。(7-2)

個別施策分野

⑨

土地利用

(1)◎不燃化を行う区域の指定【都市】【再掲①-(4)】

新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、市街地における防火対策を促進する。(1-1)

個別施策分野 ⑩	行政/警察・消防/防災教育等
	(1) ◎学校施設及び公共施設の耐震化【総務・市民・保健・農林・都市・教育】 公立学校施設の耐震化は完了し、今後も耐震化率 100%を維持していく。また、その他公共施設の一層の耐震化に努める。(1-1) (2) ◎学校施設及び公共施設の維持管理【総務・市民・保健・農林・都市・教育】 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める。(1-1)(1-2)(1-3)(2-6)(3-1) ◎「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【総務】 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・県・市等からなる、「筑後川・矢部川 大規模氾濫減災対策協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。(1-3) (3) ◎適時適切な避難勧告等の発令【総務】 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う。(1-1)(1-2)(1-3)(1-4)(1-5) (4) ◎防災情報通信基盤の整備【総務】 法令に基づく情報の収集・伝達を確実に行うため、市と国、県、関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等の計画的な維持管理に協力する。(1-5)(4-1) (5) ◎指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務】 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外の避難者に対する支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。(1-5)(2-6) (6) ◎外国人に対する支援【総務】 大規模災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、防災情報の提供に努める。(1-5) (7) ◎消防本部・消防署の耐震化【総務】 関係機関と連携し、消防本部・消防署の耐震化を維持する。(2-2) (8) ◎福祉避難所の設置・運営【総務・保健】 県と連携し、設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所や必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営を適切に行う。(2-6) (9) ◎防災拠点となる公共施設の整備【総務】 県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、県と連携し、取組みの推進に協力する。(3-1) (10) ◎業務継続体制の確保【総務】 福岡県業務継続計画を踏まえ、市業務継続計画の適切な運用等を図る。(3-1) (11) ◎各種防災訓練の実施【総務】 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、県と連携し、総合防災訓練等に取り組む。(3-1) (12) ◎情報伝達手段の整備【総務】 市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、県と連携し、情報伝達手段の多重化を図る。(1-5)(4-1)

(13)◎防災メール・まもるくんの活用【総務】

気象情報や避難勧告等の情報を市民へ確実かつ迅速に伝達するため、防災メール・まもるくんを活用する。(1-5)(4-1)

(14)◎下水道 BCP の実効性の確保【都市】

市が管理する公共下水道において、下水道 BCP の情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。(5-2)

(15)◎水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【都市】

老朽化対策として、耐震性能を有する水道施設の整備を図るため、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントを実施し、水道施設老朽管更新計画の策定を行う。また、水道の広域連携推進のために、県及び福岡県南広域水道企業団と連携し、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。(5-1)

(16)◎水道施設の広域的整備【都市】

福岡県南広域水道企業団の小石原川ダムの新たな水権利の確保による朝倉市水道事業の取水量の増加に伴い、増量分の水道施設の整備に努める。(5-1)

(17)災害廃棄物処理体制の整備【市民】

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県が策定した災害廃棄物処理計画等に基づく市災害廃棄物処理計画により、処理体制の整備に努める。(8-1)

(18)災害発生土砂処理体制の整備【総務】

災害で発生した土砂等の処理対策にあたる体制を整備する。(8-1)

(19)◎迅速な応急・災害復旧【都市・農林】

県と連携し、災害復旧の申請などに取り組む。(8-2)

(20)貴重な文化財の喪失への対策【教育】

文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。また、埋蔵文化財包蔵地地図の精度向上等、文化財の適正な維持管理に努める。(8-3)

(21)建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【都市】

「応急仮設住宅建設・管理マニュアル(福岡県)」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。(8-4)

<重要業績指標>

- ・ 学校施設の耐震化率:100%(H30 年度) → 維持
- ・ 水防計画作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件) → 0 件を維持
- ・ 防災情報通信基盤整備状況:整備済 → 維持
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
→ 30 回 1,200 人(R8 年度)
- ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)
- ・ 福祉避難所に関する協定締結施設数:4 件 → 5 件(R8 年度)
- ・ 福祉避難所マニュアル作成状況:作成済 → 随時見直し

- ・ 業務継続計画作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 訓練参加状況:現状 8 回参加 → 10 回(R4 年度)
- ・ 防災メールまもるくん登録者数:現状 2,861 人 → 5,000 人(R8 年度)
- ・ 水道配水管本管耐震化率:0%(R1 年度) → 拡大(R8 年度)
- ・ 受水率:26.5%(R2 年度) → 拡大(R8 年度)
- ・ 計画に定める研修会等開催回数:現状 0 回(R2 年度) → 実施
- ・ 埋蔵文化財事前審査終了面積 14,495,519 m²(R1 年度) → 16,600,000 m²(R8 年度)

横断的施策分野 (A)	リスクコミュニケーション
(1)◎洪水等に対するハザードマップの作成【総務】 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ等を作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を推進する。(1-2)(1-3)(1-5) (2)◎土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務】 土砂災害の警戒避難体制の強化等を図るため、県と連携し、土砂災害ハザードマップの作成や、市民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。(1-4)(1-5) (3)◎避難行動等の教訓の広報啓発【総務】 過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等を、各種機会を通じて普及啓発を図る。(1-5) (4)◎自助・共助による備蓄の促進【総務】 市民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座や広報紙等での広報を実施する。(2-1) (5)◎受援体制の確保【総務】 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。(3-1) (6)◎受援に係る災害対応能力の向上【総務】 受援に係る災害対応能力の向上を図るため、県と連携し、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の見直しを行う。(3-1) (7)◎災害・防災情報の利用者による対策促進【総務】 市民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、市民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。(4-1) (8)◎水道施設の広域的整備【都市】【再掲⑩-(16)】 福岡県南広域水道企業団の小石原川ダムの新たな水権利の確保による朝倉市水道事業の取水量の増加に伴い、増量分の水道施設の整備に努める。(5-1) (9)道路の雪寒対策の推進【都市】 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、県と連携し、ソフト・ハード両面での取り組みを促進する。(5-3)	

(10)◎商工業者への事業継続支援【農林】【再掲④-(1)】

朝倉商工会議所及び朝倉市商工会と連携し、市内商工業者に対して、災害リスクに対応するための情報や事業継続計画(BCP)策定セミナーの開催等の周知・啓発に努め、BCPの策定等を促進する。(6-1)

(11)◎ため池の防災・減災対策【農林】【再掲⑦-(11)】

決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、安全性に係る調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行う。(7-1)

(12)◎災害ボランティア活動の強化【総務】

市社会福祉協議会と NPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築を行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。(8-2)

(13)被災者等支援制度の周知【総務】

被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。(8-3)

<重要業績指標>

- ・ 洪水ハザードマップ作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 土砂災害ハザードマップ作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
→ 30 回 1,200 人(R8 年度)
- ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)
- ・ 個別避難支援計画の策定状況:現状 30.3% → 45%(R8 年度)
- ・ 訓練実施状況:現状 1 回(受援訓練) → 維持継続
- ・ 受援計画作成状況:作成済 → 随時見直し
- ・ 受水率:26.5%(R2 年度) → 拡大(R8 年度)
- ・ 防災啓発活動等の支援状況:現状 1 回 → 随時実施
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況(市内事業者参加分)
:現状 3 回 → 維持拡大
- ・ 防災重点ため池の劣化・耐震等調査数:0 箇所(R2 年度)→66 箇所(R12 年度)
- ・ (災害ボランティア)三者連携会議の開催:年 1 回(R2 年度) → 毎年度実施

**横断的施策分野
(B)**

人材育成

(1)◎避難行動要支援者の避難支援【総務・保健】【再掲②-(2)】

避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定に向けて取り組む。(1-5)

(2)◎福祉避難所への避難体制の整備の促進【総務・保健】

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。(1-5)

(3)◎防災教育の推進【教育】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災

訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの適正な運用を行う。(1-5)

(4)◎自主防災組織の充実強化【総務】

県と連携し、地域のリーダーを対象とした自主防組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組みにより、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。(2-2)

(5)◎罹災証明の迅速な発行【総務】

大規模災害発生時に市が罹災証明書を迅速に発行できる体制の強化を図る。(3-1)

(6)◎復旧担当職員の育成【総務・都市・農林・保健・市民・教育】

大規模災害発生時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、研修会等への参加による担当職員の育成を図る。(8-2)

(7)◎建設人材の確保・育成【都市】

復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国・県の指針等に基づき、就労環境の整備を促進する。(8-2)

(8)◎地域コミュニティ力の強化【総務】

大規模な災害発生時の対応力を向上させるためには平常時から地域づくりや地域コミュニティ力の強化が必要なため、地域コミュニティ等の活動に対して必要な支援を行う。(8-2)

(9)◎農地防災・災害アドバイザーの活用【農林】

農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、施設の点検や維持管理の指導を行うほか、技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを活用する。(8-2)

<重要業績指標>

- ・ 住宅の耐震化率:85.2%(R2 年度) → 95%(R8 年度末)
- ・ 個別避難支援計画の策定状況:現状 30.3% → 45%(R8 年度)
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
→ 30 回 1,200 人(R8 年度)
- ・ 自主防災組織研修会参加状況:現状 14 人(4 地区) → 維持拡大
- ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) → 51 人(17 地区)(R8 年度)
- ・ 地域コミュニティ活動に参加している市民の割合:33.5%(R1 年度)→40.0%(R4 年度)

横断的施策分野 (C)	官民連携
(1)◎多数の人が集まる場所等における避難対策【総務】 大規模集客施設の管理者等に対し、県と連携し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかけ、災害時の情報伝達手段の多重化に努める。(1-5)(4-1) (2)◎公助による備蓄・調達の推進【総務】 福岡県備蓄基本計画で定めた目標量の備蓄に努めるとともに、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。(2-1) (3)帰宅困難者に対する支援【総務】 帰宅困難者に対する支援を充実するため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等の拡充に努める。(2-3) (4)◎商工業者への事業継続支援【農林】【再掲④-(1)】	

朝倉商工会議所及び朝倉市商工会と連携し、市内商工業者に対して、災害リスクに対応するための情報や事業継続計画(BCP)策定セミナーの開催等の周知・啓発に努め、BCPの策定等を促進する。(6-1)

(5)農業用ハウスの補強【農林】

近年の台風、大雨等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。(6-2)

(6)◎公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築【都市】

災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。(8-2)

(7)公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【都市】

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県及び関係団体との情報共有及び連携を図る。(8-4)

<重要業績指標>

- ・ 情報伝達協力事業所数:現状 2 社 → 4 社(R8 年度)
- ・ 備蓄品(食料):現状 12,084 食(88.2%) → 13,689 食(100%)
- ・ 備蓄品(水):現状 6,322,200ml(46.2%) → 13,689,000ml(100%)
- ・ (備蓄)協定締結状況:現状 6 件 → 拡大
- ・ (帰宅困難支援)協定締結状況:現状 1 件 → 5 件(R8 年度)
- ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況(市内事業者参加分)
:現状 3 回 → 維持拡大
- ・ 事業継続計画策定支援 5 事業所(R2 年度) → 20 事業所(R3 年度)

**横断的施策分野
(D)**

老朽化対策・研究開発

(1)◎水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【市民】【再掲⑩-(15)】

市内の水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画の策定を要請する。耐震化の推進のためには、県と連携し、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。(5-1)

(2)◎下水道施設の耐震化【都市】

市が管理する下水道施設の耐震化を促進するため、県と連携し、市における優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施に努める。(5-2)

(3)し尿汚泥再生処理施設の整備【市民・都市】

老朽化したし尿汚泥再生処理施設を整備するため、県と連携し、し尿汚泥再生処理施設整備事業を進める。(5-2)

(4)農業水利施設の老朽化対策【農林】

農業用水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の施設の老朽化対策に取り組む。(6-2)

(5)道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に

基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。(5-4)

(6)河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。(5-4)

(7)ダムの老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。(5-4)

(8)砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【都市】

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する。(5-4)

(9)治山施設の老朽化対策【農林】

治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県への要望と合わせて連携し、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う。(5-4)

<重要業績指標>

- ・ 水道配水本管耐震化率:0%(R1 年度) → 拡大(R8 年度)
- ・ 下水道ストックマネジメント:0%(R1 年度)→継続拡充(R8 年度)
- ・ 水源かん養基金事業進捗:14.31%(H27～R1 年度) → 100%(R16 年度)

【巻末資料 1】脆弱性評価結果

脆弱性評価結果は下表のとおりである。

＜事前に備えるべき目標＞

1 直接死を最大限防ぐ

リスク シナリオ 1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
1-1-1	
	○ <u>住宅、特定建築物の耐震化</u> ○ 県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する必要がある。 ・ 住宅の耐震化率:85.2%(R2 年度) ・ 特定建築物の耐震化率:74.8%(R2 年度)
1-1-2	
	○ <u>学校施設及び公共施設の耐震化</u> ○ 現状、公立学校施設の耐震化は完了しており、今後も耐震化率 100%を維持していくとともに、その他公共施設の一層の耐震化に努める必要がある
1-1-3	
	○ <u>社会福祉施設等の耐震化</u> ○ 社会福祉施設等について、改修を促進するとともに、老朽施設については、耐震化を促す必要がある。
1-1-4	
	○ <u>応急危険度判定体制の整備</u> ○ 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の養成に向けて取り組む必要がある。
1-1-5	
	○ <u>大規模盛土造成地の把握</u> ○ 県と連携し、大規模盛土造成地に関する住民（所有者等）に情報提供するための取り組みに努める必要がある。

1-1-6

■ 公営住宅、住環境等の整備

- 災害に強い公営住宅、住環境等の整備を促進するため、県の助言を受けながら、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家再生等推進事業を推進する必要がある。

1-1-7

■ 不燃化を行う区域の指定

- 新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、市街地における防火対策を促進する必要がある。
 - ・ 準防火地域指定:39.8ha(R1 年度)

1-1-8

■ 学校施設及び公共施設の維持管理

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める必要がある。

1-1-9

■ 適時適切な避難勧告等の発令

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う必要がある。
 - ・ 避難勧告等に関するマニュアル作成済
 - ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件)

1-1-10

■ 防災拠点施設整備

- 防災活動、避難活動及び救助活動の拠点となる防災まちづくり拠点施設や防災ひろば等を整備することにより、地域防災力を向上させる必要がある。また、災害に強いまちづくりを実現するため、市全域の具体的な復興実施計画を策定し、被災者の再建、生活環境及び安全性の向上を目指す必要がある。

リスク シナリオ

1-2

水害による多数の死傷者の発生

1-2-1

■ 社会福祉施設等の耐震化【再掲(1-1-3)】

- 社会福祉施設等についても、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築による耐震化を促す必要がある。

1-2-2

■ 学校施設及び公共施設の維持管理【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める必要がある。

1-2-3

■ 大型台風を想定したタイムラインの運用

- 大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風接近時には県から提供される台風災害に備えたタイムラインを用いて、市民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する必要がある。
 - ・ 大型台風を想定したタイムライン作成状況(作成済)

1-2-4

■ 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策

- 豪雨等により激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施する必要がある。
- 宅地の嵩上げ等により、安全性の向上したまちづくりを進める必要がある。
 - ・ 奈良ヶ谷川:随時工事発注(H30 年度～)
 - ・ 平川:随時工事発注(H30 年度～)

1-2-5

■ 洪水等に対するハザードマップの作成

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ等を作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を推進する必要がある。
 - ・ 洪水ハザードマップ作成状況:作成済
 - ・ 出前講座開催状況:13 回 983 人(R1 年度)

1-2-6

■ 適時適切な避難勧告等の発令【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う必要がある。
 - ・ 避難勧告等に関するマニュアル作成済
 - ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件)

1-2-7

■ 防災拠点施設整備【再掲(1-1-10)】

- 防災活動、避難活動及び救助活動の拠点となる防災まちづくり拠点施設や防災ひろば等を整備することにより、地域防災力を向上させる必要がある。また、災害に強いまちづくりを実現するため、市全域の具体的な復興実施計画を策定し、被災者の再建、生活環境及び安全性の向上を目指す必要がある。

洪水及び広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

1-3-1

■ 学校施設及び公共施設の維持管理 【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める必要がある。

1-3-2

■ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進

- 河川改修
大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、国や県と連携し、河道掘削や洪水調節施設等の整備事業に協力する必要がある。
- ダムによる洪水調節
関係機関と連携し、既設ダムの洪水調節機能の強化を図る必要がある。

1-3-3

■ 新技術等を活用した災害対策の構築

- 河川の監視体制や、市民への情報提供を強化し、早急な水防活動や市民の適切な避難判断を支援することを目的とした体制を構築する必要がある。
 - ・ 管理観測機器の設置状況:現状 11 箇所

1-3-4

■ 下水道による浸水対策

- 市における浸水対策の強化を図るため、浸水対策（下水道整備）に取り組む必要がある。
 - ・ 下水道整備率:46.3%(全体計画面積 888ha、整備済面積 411ha)

1-3-5

■ 洪水等に対するハザードマップの作成 【再掲(1-2-5)】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ等を作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を推進する必要がある。
 - ・ 洪水ハザードマップ作成状況:作成済
 - ・ 出前講座開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

1-3-6

■ 河川並びにダムにおける水害対応タイムラインの策定

- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、国・県・ダム管理

者と連携し、河川の氾濫・ダムの異常洪水時防災操作の際に、関係者や市民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムライン策定に取り組む必要がある。

- ・ 水害対応タイムライン作成状況:作成済

1-3-7

■ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・県・市等からなる、「筑後川・矢部川 大規模氾濫減災対策協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。
 - ・ 筑後川・矢部川 大規模氾濫減災対策協議会・幹事会への参加状況:現状3回(100%)
 - ・ 水防計画作成状況:作成済

1-3-8

■ 適時適切な避難勧告等の発令 【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う必要がある。
 - ・ 避難勧告等に関するマニュアル作成状況:作成済
 - ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件)

リスク シナリオ 1-4

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-4-1

■ 適時適切な避難勧告等の発令 【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う必要がある。
 - ・ 避難勧告等に関するマニュアル作成状況:作成済
 - ・ 人的被害の発生件数(R1 年度 0 件)

1-4-2

■ 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施

- 豪雨等により激甚な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、県と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施する必要がある。
 - ・ がけ崩れ対策事業工事発注(R1 年度)

- ・ 流末水路整備事業工事完成:2 件(R2 年度)

1-4-3

■ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進

- 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
土砂災害の防止・軽減を図るため、県と連携し、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備事業に協力する必要がある。
- 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携し、施設整備事業に協力する必要がある。
- 既存ストックを有効活用した対策
効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携し、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備事業に協力する必要がある。
 - ・ 急傾斜地崩壊対策箇所数:2 箇所(R2 年度)

1-4-4

■ 治山施設の整備

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携し、保安林及び治山施設の整備等を推進する必要がある。
 - ・ 水源かん養基金事業進捗:14.31%(H27～R1 年度)

1-4-5

■ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化

- 土砂災害の警戒避難体制の強化等を図るため、県と連携し、土砂災害ハザードマップの作成や、市民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める必要がある。
 - ・ 土砂災害ハザードマップ作成状況:作成済
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)

情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

1-5-1

■ 洪水等に対するハザードマップの作成 【再掲(1-2-5)】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ等を作成するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を推進する必要がある。
 - ・ 洪水ハザードマップ作成状況:作成済
 - ・ 出前講座開催状況:13回 983人(R1年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状3回

1-5-2

■ 適時適切な避難勧告等の発令 【再掲(1-1-9)】

- 避難勧告等に関するガイドライン等を踏まえ、適切に避難勧告等の発令を行う必要がある。
 - ・ 避難勧告等に関するマニュアル作成状況:作成済
 - ・ 人的被害の発生件数(R1年度0件)

1-5-3

■ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化 【再掲(1-4-5)】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化等を図るため、県と連携し、土砂災害ハザードマップの作成や、市民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める必要がある。
 - ・ 土砂災害ハザードマップ作成状況:作成済
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13回 983人(R1年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状3回
 - ・ 防災士資格取得者数:現状18人(5地区)

1-5-4

■ 防災情報通信基盤の整備

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、市と国、県、関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等の計画的な維持管理に協力する必要がある。
 - ・ 防災情報通信基盤整備状況:整備済

1-5-5

■ 多数の人が集まる場所等における避難対策

- 大規模集客施設の管理者等に対し、県と連携し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかけ、災害時の情報伝達手段の多重化に努める必要がある。

- ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回
- ・ 情報伝達協力事業所数:現状 2 社

1-5-6

■ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制

- 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外の避難者に対する支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する必要がある。
 - ・ 避難所運営マニュアル作成状況:作成済

1-5-7

■ 避難行動要支援者の避難支援

- 避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定に向けて取り組む必要がある。
 - ・ 個別避難支援計画の策定状況:現状 30.3%
 - ・ (避難支援)研修会参加状況:現状 1 回
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)

1-5-8

■ 福祉避難所への避難体制の整備の促進

- 要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する必要がある。
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

1-5-9

■ 外国人に対する支援

- 大規模災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、防災情報の提供に努める必要がある。
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

1-5-10

■ 防災教育の推進

- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの適正な運用を行う必要がある。
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

1-5-11

■ 避難行動等の教訓の広報啓発

- 過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等を、各種機会を通じて普及啓発を図る必要がある。
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

1-5-12

■ 情報伝達手段の整備

- 市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、県と連携し、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。
 - ・ 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク及び同報系防災行政無線(整備済)
不具合件数:現状 6 件(H31 年度)

1-5-13

■ 防災メール・まもるくんの活用

- 気象情報や避難勧告等の情報を市民へ確実かつ迅速に伝達するため、防災メール・まもるくんを活用する必要がある。
 - ・ 防災メールまもるくん登録者数:現状 2,861 人
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスク シナリオ 2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
2-1-1	■ <u>公助による備蓄・調達の推進</u> ○ 福岡県備蓄基本計画で定めた目標量の備蓄に努めるとともに、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要がある。 ・ 備蓄品(食料):現状 12,084 食(88.2%) ・ 備蓄品(水):現状 6,322,200ml(46.2%) ・ 協定締結状況:現状 6 件
2-1-2	■ <u>自助・共助による備蓄の促進</u> ○ 市民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座や広報紙等での広報を実施する必要がある。 ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度) ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区) ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回
2-1-3	■ <u>水源の確保</u> ○ 災害時に活用可能な水源の確保に努める必要がある。

リスク シナリオ 2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
2-2-1	■ <u>消防本部・消防署の耐震化</u> ○ 関係機関と連携し、消防本部・消防署の耐震化を維持する必要がある。

2-2-2

■ 自主防災組織の充実強化

- 県と連携し、地域のリーダーを対象とした自主防災組織運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組みにより、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
 - ・ 自主防災組織率:100%
 - ・ 自主防災組織研修会参加状況:現状 14 人(4 地区)
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

リスク シナリオ

2-3

大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

2-3-1

■ 帰宅困難者に対する支援

- 帰宅困難者に対する支援を充実するため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等の拡充に努める必要がある。
 - ・ 協定締結状況:現状 1 件

リスク シナリオ

2-4

被災地における医療機能の麻痺

2-4-1

■ 避難所・現場救護所の JMAT による医療支援

- 災害時の円滑な医療活動のため、県と連携し、福岡県医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナースの派遣を要請できる体制を維持する必要がある。
 - ・ 災害時における保健活動等に関する研修会に積極的に参加
 - ・ 医療機関等との連携強化

被災地における疫病・感染症の大規模発生

2-5-1

■ 疫病・感染症のまん延防止

- 平常時からの感染症予防対策用資材の整備や浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国・県や関係機関との情報共有・連携を図る必要がある。

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

2-6-1

■ 学校施設及び公共施設の維持管理 【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める必要がある。
 - ・ (公共施設)建物・設備に関する不具合:3 施設(R2 年度)

2-6-2

■ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制 【再掲(1-5-6)】

- 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外の避難者に対する支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する必要がある。

2-6-3

■ 健康管理体制の構築

- 県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。
 - ・ (健康管理)マニュアル作成状況:作成済

2-6-4

■ 福祉避難所の設置・運営

- 県と連携し、設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営を適切に行う必要がある。
 - ・ 福祉避難所に関する協定締結施設数:4 件
 - ・ 福祉避難所マニュアル作成状況:作成済

3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスク
シナリオ

3-1

行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

3-1-1

■ 学校施設及び公共施設の維持管理【再掲(1-1-8)】

- 学校施設及び公共施設の適正な維持管理に努める必要がある。

3-1-2

■ 業務継続体制の確保

- 福岡県業務継続計画を踏まえ、市業務継続計画の適切な運用等を図る必要がある。
 - ・ 業務継続計画作成状況:作成済

3-1-3

■ 各種防災訓練の実施

- 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、県と連携し、総合防災訓練等に取り組む必要がある。
 - ・ 訓練参加状況:現状 8 回参加
 - ・ 研修会参加状況:現状 57.1%(8 回)

3-1-4

■ 受援体制の確保

- 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する必要がある。
 - ・ 訓練実施状況:1 回(受援訓練)
 - ・ (受援)研修会参加状況:現状 57.1%(8 回)

3-1-5

■ 受援に係る災害対応能力の向上

- 受援に係る災害対応能力の向上を図るため、県と連携し、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の見直しを行う必要がある。
 - ・ 受援計画作成状況:作成済

3-1-6

■ 罹災証明の迅速な発行

- 大規模災害発生時に市が罹災証明書を迅速に発行できる体制の強化を図る必要がある。

3-1-7

■ 自家発電機の整備

- 公共施設に整備する自家発電機は耐震性を備えたものとし、代替エネルギーシステムの活用検討にも努める必要がある。

3-1-8

■ 防災拠点となる公共施設の整備

- 県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、県と連携し取組みの推進に協力する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスク
シナリオ
4-1

情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

4-1-1

■ 防災情報通信基盤の整備【再掲(1-5-4)】

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、市と国、県、関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等の計画的な維持管理に協力する必要がある。

4-1-2

■ 多数の人が集まる場所等における避難対策【再掲(1-5-5)】

- 大規模集客施設の管理者等に対し、県と連携し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかけ、災害時の情報伝達手段の多重化に努める必要がある。

4-1-3

■ 情報伝達手段の整備【再掲(1-5-12)】

- 市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、県と連携し、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。

4-1-4

■ 防災メール・まもるくんの活用【再掲(1-5-13)】

- 気象情報や避難勧告等の情報を市民へ確実かつ迅速に伝達するため、防災メール・まもるくんを活用する必要がある。
 - ・ 防災メールまもるくん登録者数:現状 2,861 人
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回

4-1-5

■ 災害・防災情報の利用者による対策促進

- 市民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、市民や事業者等に対し、備蓄を働きかける必要がある。
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 広報紙の掲載回数:現状 3 回
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)

5 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスク
シナリオ
5-1

上水道等の長期にわたる供給停止

5-1-1

■ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進

- 老朽化対策として、耐震性能を有する水道施設の整備を図るため、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントを実施し、水道施設老朽管更新計画の策定を行う。
また、水道の広域連携推進のために、県及び福岡県南広域水道企業団と連携し、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
 - ・ 水道配水本管耐震化率:0%(R1 年度)

5-1-2

■ 水道施設の広域的整備

- 福岡県南広域水道企業団の小石原川ダムの新たな水権利の確保による朝倉市水道事業の取水量の増加に伴い、増量分の水道施設の整備に努める必要がある。
 - ・ 受水率:26.5%(R2 年度)
(福岡県南広域水道企業団からの年間受水量/福岡県南広域水道企業団における朝倉市基本水量×365日)

リスク
シナリオ
5-2

污水处理施設等の長期にわたる機能停止

5-2-1

■ 下水道施設の耐震化

- 市が管理する下水道施設の耐震化を促進するため、県と連携し、市における優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施に努める必要がある。
 - ・ 下水道ストックマネジメント:0%(R1 年度)

5-2-2

■ 下水道BCPの実効性の確保

- 市が管理する公共下水道において、下水道 BCP の情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく必要がある。

5-2-3

■ し尿汚泥再生処理施設の整備

- 老朽化したし尿汚泥再生処理施設を整備するため、県と連携し、し尿汚泥再生処理施設整備事業を進める必要がある。

リスク
シナリオ

交通インフラの長期にわたる機能停止

5-3

5-3-1

■ 鉄道駅舎等の耐震化

- 鉄道駅舎等の耐震化を促進するため、国、県と連携し、事業に協力する必要がある。

5-3-2

■ 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県と連携し、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する必要がある。

5-3-3

■ 道路橋梁の耐震対策

- 地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う必要がある。

5-3-4

■ 緊急輸送道路の整備

- 大規模災害時における道路ネットワークを確保するため、県と連携し、緊急輸送道路の改良整備などを進める必要がある。

5-3-5

■ 道路啓開体制の強化

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える必要がある。

5-3-6

■ 道路の雪寒対策の推進

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等において

は、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、県と連携し、ソフト・ハード両面での取組みを促進する必要がある。

5-3-7

■ 生活道路の整備

- 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める必要がある。

リスク シナリオ

防災インフラの長期にわたる機能不全

5-4

5-4-1

■ 道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、県が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する必要がある。

5-4-2

■ 河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)

- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、県河川管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する必要がある。

5-4-3

■ ダムの老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)

- ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、県ダム管理者が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する必要がある。

5-4-4

■ 砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)

- 砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、県が策定する個別施設計画に基づく戦略的かつ効率的な維持管理・更新に協力する必要がある。

5-4-5

■ 治山施設の老朽化対策

- 治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県への要望と合わせて連携し、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

リスク
シナリオ

6-1

サプライチェーンの寸断、風評被害等による経済活動の機能不全

6-1-1

■ 商工業者への事業継続支援

- 朝倉商工会議所及び朝倉市商工会と連携し、市内商工業者に対して、災害リスクに対応するための情報や事業継続計画（BCP）策定セミナーの開催等の周知・啓発に努め、BCPの策定等を促進する必要がある。
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況（市内事業者参加分）
：現状 3回

6-1-2

■ 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備

- 代替性・冗長性の確保を図る観点から、県と連携し、幹線道路の整備を促すとともに、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化に努める必要がある。

リスク
シナリオ

6-2

食料等の安定供給の停滞

6-2-1

■ 農地の防災・減災対策

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、県と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める必要がある。

6-2-2

■ 農業水利施設の老朽化対策

- 農業用水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の施設の老朽化対策に取り組む必要がある。

6-2-3

■ 農道・林道の整備、保全

- 県と連携し、災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待さ

れている農道・林道の整備を促進するとともに、老朽化箇所等の点検・診断に努める必要がある。

- ・ 林道高木線開設事業進捗:70.1%(R1 年度)

6-2-4

■ 農業用ハウスの補強

- 近年の台風、大雨等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、補強や防風ネットの設置等の対策を支援する必要がある。
 - ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金:136 件(R1 年度)、(県単)園芸農業等総合対策事業:4 件(R1 年度)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスク
シナリオ

7-1

ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

7-1-1

■ 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策【再掲(1-2-4)】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施する必要がある。
- 宅地の嵩上げ等により、安全性の向上したまちづくりを進める必要がある。

7-1-2

■ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【再掲(1-3-2)】

- 河川改修
大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、国や県と連携し、河道掘削や洪水調節施設等の整備事業に協力する必要がある。
- ダムによる洪水調節
関係機関と連携し、既設ダムの洪水調節機能の強化を図る必要がある。

7-1-3

■ 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【再掲(1-4-2)】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、県と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施する必要がある。

7-1-4

■ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【再掲(1-4-3)】

- 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
土砂災害の防止・軽減を図るため、県と連携し、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備事業に協力する必要がある。
- 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携し、施設整備事業に協力する必要がある。

○ **既存ストックを有効活用した対策**

効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携し、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備事業に協力する必要がある。

- ・ **急傾斜地崩壊対策事業箇所数:2 地区(R2 年度)**

7-1-5

■ **治山施設の整備【再掲(1-4-4)】**

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携し、保安林及び治山施設の整備等を推進する必要がある。

7-1-6

■ **ため池の防災・減災対策**

- 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、安全性に係る調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行う必要がある。

7-1-7

■ **ダム(基幹的農業水利施設)の老朽化対策**

- 豪雨等による災害防止のため、県、ダム管理者等関係機関と連携し、適正な維持管理の継続に協力する必要がある。

リスク
シナリオ
7-2

有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

7-2-1

■ **大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等**

- 市民の健康被害のリスクを軽減するため、県と連携し、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う必要がある。

7-2-2

■ **光化学オキシダントに係る緊急時の対応**

- 市民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県環境保全課より発令される注意報等に基づき、光化学オキシダント対策本部の設置、緊急対策連絡体制による関係機関への連絡（防災無線の放送等）、被害届の受付・集計を行い、福岡県へ報告する必要がある。

7-2-3

■ 微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起時の対応

- 市民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県環境保全課からの注意喚起に基づき、同県による報道機関・関係機関への連絡を受け、本市において防災無線による注意喚起の放送を行う必要がある。

リスク シナリオ

7-3

農地・森林等の被害による地域の荒廃

7-3-1

■ 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【再掲(1-4-2)】

- 豪雨等により激甚な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、県と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施する必要がある。

7-3-2

■ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【再掲(1-4-3)】

- 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
土砂災害の防止・軽減を図るため、県と連携し、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備事業に協力する必要がある。
- 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携し、施設整備事業に協力する必要がある。
- 既存ストックを有効活用した対策
効果的・効率的な施設整備を進めるため、県と連携し、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備事業に協力する必要がある。

7-3-3

■ 治山施設の整備【再掲(1-4-4)】

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携し、保安林及び治山施設の整備等を推進する必要がある。
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業箇所数:2 地区(R2 年度)

7-3-4

■ 地域における農地・農業水利施設等の保全

- 農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図る必要がある。そのため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織等が実施する水路、農道等の保全活動に対し、日本型直接支払交付金事業を活用し、支援を行い継続的に地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。
 - ・ 中山間地域等直接支払交付金事業:37 集落(R1 年度)
 - ・ 多面的機能支払交付金事業:51 集落(R1 年度)

7-3-5

■ 荒廃農地対策

- 県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の発生を防止することに努める必要がある。
 - ・ 中山間地域等直接支払交付金事業:294ha(R1 年度)
 - ・ 多面的機能支払交付金事業:2,405ha(R1 年度)

7-3-6

■ 森林の整備・保全

- 森林の荒廃を未然に防止するため、福岡県森林環境税等を活用し、強度間伐等による公益的機能を長期的に発揮できる、針広混交林化等を実施する必要がある。
 - ・ 間伐等施策面積:56.95ha(R1 年度)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスク
シナリオ
8-1

災害廃棄物等の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

8-1-1

■ 災害廃棄物処理体制の整備

- 被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県が策定した災害廃棄物処理計画等に基づく市災害廃棄物処理計画により、処理体制の整備に努める必要がある。
 - ・ 計画に定める研修会等開催回数:現状 0 回(R2 年度)

8-1-2

■ 災害発生土砂処理体制の整備

- 災害で発生した土砂等の処理対策にあたる体制を整備する必要がある。

リスク
シナリオ
8-2

復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-2-1

■ 復旧担当職員等の育成

- 大規模災害発生時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、研修会等への参加による担当職員の育成を図る必要がある。
 - ・ 研修会参加状況:現状 57.1%(8 回)

8-2-2

■ 迅速な応急・災害復旧

- 県と連携し、災害復旧の申請などに取り組む必要がある。

8-2-3

■ 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する必要がある。

8-2-4

■ 建設人材の確保・育成

復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国・県の指針等に基づき、就労環境の整備を促進する必要がある。

8-2-5

■ 地域コミュニティ力の強化

- 大規模な災害発生時の対応力を向上させるためには平常時から地域づくりや地域コミュニティ力の強化が必要なため、地域コミュニティ等の活動に対して必要な支援を行う必要がある。
 - ・ 地域コミュニティ活動に参加している市民の割合:33.5%(R1 年度)
 - ・ 出前講座・防災講演会・防災フォーラム開催状況:13 回 983 人(R1 年度)
 - ・ 自主防災組織研修会参加状況:現状 14 人(4 地区)
 - ・ 防災士資格取得者数:現状 18 人(5 地区)

8-2-6

■ 災害ボランティア活動の強化

- 市社会福祉協議会と NP0・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築を行う必要がある。
 - ・ 三者連携会議の開催:年 1 回(R2 年度)

8-2-7

■ 農地防災・災害アドバイザーの活用

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、技術支援等を担う農地防災・災害アドバイザーを活用する必要がある。

リスク シナリオ

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による
有形・無形の文化の衰退・喪失

8-3-1

■ 被災者等支援制度の周知

- 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する必要がある。

リスク シナリオ 8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・喪失
8-3-2	■ 貴重な文化財の喪失への対策 ○ 文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める必要がある。また、埋蔵文化財包蔵地地図の精度向上等、文化財の適正な維持管理に努める必要がある。 ・ 埋蔵文化財事前審査終了面積 14,495,519 ㎡(R1 年度)

リスク シナリオ 8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず 復興が大幅に遅れる事態
8-4-1	■ 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 ○ 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル（福岡県）」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める必要がある。
8-4-2	■ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 ○ 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県及び関係団体との情報共有及び連携を図る必要がある。

【巻末資料2】個別事業一覧

個別施策分野①		住宅・都市									
事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
ストックマネジ メント計画	ストックマネジメント計画に沿った施設の更新	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		上下水道課	
木造戸建て住 宅耐震補助事 業	震災に強いまちづくりを目的として、市内の木造戸建て住宅の耐震改修工事及び耐震シェルター・防災ベッドの設置に要する費用の一部補助（※耐震シェルター・防災ベッド設置補助は R2 まで）	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	都市計画課	
ブロック塀等撤 去費補助事業	地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的とし、危険ブロック塀等を撤去する費用の一部補助	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	都市計画課	
住宅・建築物土 砂災害対策改 修費補助事業	住宅・建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、市民の生命・財産を確保するため、土砂災害特別警戒区域内の住宅又は居室を有する建築物の土砂災害防止対策改修費用の一部補助	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	都市計画課	
防災広場整備	杷木地域の小学校跡地活用による防災広場整備	国土 交通省	▶	▶	▶					復興推進室	
防災公園整備	石成公園を防災公園として整備	国土 交通省	▶	▶						復興推進室	
朝倉市宅地耐 震化推進事業	堆積土砂を利活用した宅地嵩上げを実施し、安全性が向上した宅地割合を拡大する。	国土 交通省	▶	▶						復興推進室	

個別施策分野②		保健医療・福祉								
事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール							担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
老人福祉施設 建設補助事業	高齢者施設等の非常用自家発電・給水 設備整備、スプリンクラー設備整備、耐震 化改修	厚生 労働省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		介護 サービス課
	介護施設等の創設を条件に行う広域型 施設の大規模修繕・耐震化整備	福岡県	▶	▶	▶	▶	▶	▶		介護 サービス課
老朽化した公立 保育所の事業	老朽化した公立保育所の整備を行う。	福岡県	▶	▶						子ども 未来課
保育施設の整備 補助事業	老朽化した保育施設の改築及び大規模 改修、耐震化に伴う整備	厚生 労働省	▶	▶	▶	▶				子ども 未来課

個別施策分野⑤	交通・物流
---------	-------

事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
市町村道整備 事業 (道路改良)	道路拡幅、歩道設置、道路整備を行い地域交通網を整備する。	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	建設課	

個別施策分野⑥	農林水産
---------	------

事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
機能強化対策事業	最適整備構想に沿った施設の更新	農林水産省			▶	▶	▶	▶		上下水道課	
被災農業者の営農継続にかかる支援	農業用機械やパイプハウス等の施設や付帯の再取得や修繕の支援	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		農業振興課	
被災農業団体の営農継続にかかる支援	JA のカントリーや選果場などの共同利用施設の再建にかかる支援	農林水産省	▶							農業振興課	
被災農業者の営農再開にかかる支援	種苗、肥料、農薬、土改材等の購入支援	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		農業振興課	
農業・農村の多面的機能の維持・保全の推進	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援	農林水産省	▶	▶	▶	▶				農業振興課	
農業・農村の多面的機能の維持・保全の推進	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持、管理していくための協定を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶			農業振興課	
農地改良復旧地区における農業用施設の災害防止対策	黒川(長迫)の水路工事	農林水産省	▶							農地改良復旧室	
県単独補助治山事業	国庫補助事業、県単独治山事業等対象とならない箇所の事業で、県単独補助治山事業要領の採択基準に該当する事業。	福岡県		▶						農林課	
林業・木材産業成長産業化促進対策事業	林業機械等整備し、安定供給体制の整備促進を図るため、事業主体へ補助金を交付する事業。	農林水産省	▶							農林課	

個別施策分野⑦		地域保全									
事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
急傾斜地崩壊 対策事業	県が一定の基準を満たすがけに対し急傾斜地崩壊危険区域を指定し、区域内の崩壊防止工事を行う。	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶		建設課
奈良ヶ谷川の改 良復旧	河川線形変更、河川拡幅	国土 交通省	▶	▶	▶						公共土木 施設災害 対策室
平川の改良復 旧	河川線形変更、河川拡幅	国土 交通省	▶	▶							公共土木 施設災害 対策室
災害関連地域 防災がけ崩れ 対策事業	激甚災害に伴って発生した崩壊等で、これを放置すると人家２戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所について、防止工事を行う。【浦泉地区、清水ヶ元地区、檜原 1-1 地区、檜原 2 地区】	国土 交通省	▶								公共土木 施設災害 対策室
がけ地近接等 危険住宅移転 等事業	土砂災害から市民の生命及び財産を守るため、がけ地の崩壊等のおそれがある区域にお住いの方を対象に、危険住宅の移転に要する経費を一部補助	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶		都市計画課
農業水路等長 寿命化・防災減 災事業	農業施設の長寿命化、災害による被害の発生を未然に防ぐため、農業施設の改修やため池の廃止を行う。	農林水 産省	▶	▶							農地等林道 災害対策室
県営農村総合 整備事業	県営の土地改良事業及び農業農村整備事業に係る事業費の一部を負担し老朽化した水路等を改修する。	農林 水産省	▶	▶	▶	▶	▶	▶			農林課
県営ため池等 整備事業	県営の土地改良事業及び農業農村整備事業に係る事業費の一部を負担し老朽化した農業用ため池等を改修する。	農林 水産省	▶	▶	▶	▶	▶	▶			農林課
朝倉市地区 河 道整備事業（流 末水路整備）	朝倉市が管理する普通河川（流末水路）の河道掘削、護岸整備を行うもの。	総務省	▶								復興推進室
防災重点農業 用ため池緊急 整備事業	劣化・耐震診断を行い、診断結果に応じて改修する。	農林 水産省		▶	▶	▶	▶	▶	▶		農林課

個別施策分野⑨	土地利用
---------	------

事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
十文字公園整備事業	地域防災計画に位置付けられた都市公園として、防災拠点の役割を担い、安全で安心できる都市づくりに寄与できるよう整備する。	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	庁舎・十文字公園整備室	

個別施策分野⑩	行政/警察・消防/防災教育等
---------	----------------

事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
庁舎建設事業	地上5階建 基礎免震構造、鉄筋コンクリート造	国土 交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		庁舎・十文字 公園整備室	
防災まちづくり 拠点施設整備	杷木地域の小学校跡地活用による防災 拠点施設建設	国土 交通省	▶	▶	▶					復興推進室	
市民センター施 設補修事業	災害時の避難所となる施設の整備	総務省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	文化・生涯 学習課	
防犯カメラ設置 補助事業	コミュニティや行政区が設置する防犯カメ ラ設置補助	福岡県	▶	▶	▶	▶	▶	▶		防災交通課	
防災設備等整 備事業	備蓄倉庫設置	総務省	▶							防災交通課	
同報系防災行政 無線維持管理 事業	広蔵山中継局発電機更新工事	総務省	▶							防災交通課	
消防団運営事 業	移動系デジタル無線整備	総務省	▶							防災交通課	
消防団運営事 業	消防団車両購入	総務省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		防災交通課	
消防団運営事 業	小型動力ポンプ購入	総務省	▶			▶				防災交通課	
消防水利整備 事業	耐震性貯水槽設置	総務省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		防災交通課	

横断的施策分野(A)	リスクコミュニケーション
------------	--------------

事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
農業用ため池のハザードマップの作成	農業用ため池のうち、防災重点ため池に指定されたため池(71箇所)のハザードマップの作成	農林水産省	▶								農林課
復興まちづくり計画策定	朝倉市復興計画に基づく具体的な事業を定めるための朝倉市復興実施計画を策定	国土交通省	▶								復興推進室
ハザードマップ作成業務	土砂災害警戒区域の見直しに伴うハザードマップの作成	国土交通省	▶								防災交通課

横断的施策分野(B)	人材育成
------------	------

事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
森林・山村多面的機能発揮対策補助事業	里山林の保安全管理や資源を利用するための活動を支援する事業。	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	▶		農林課	

横断的施策分野(D)	老朽化対策・研究開発
------------	------------

事業名	事業の概要	関係 省庁	事業スケジュール								担当部署
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
市町村道整備事業（橋梁長寿命化修繕）	道路橋定期点検と対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図る	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	建設課	
橋梁長寿命化修繕事業	道路橋定期点検で対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図る	国土交通省		▶	▶	▶	▶	▶	▶	建設課	
橋梁点検	橋梁の長寿命化を図るため橋梁定期点検を実施する	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	建設課	
農地改良復旧地区における用水施設・排水施設の長寿命化対策	北川（宮ノ下）の用水施設工事、黒川（北小路）の排水施設工事、桂川（宮野・入地）の用水施設工事	農林水産省	▶	▶						農地改良復旧室	

筑後川水系洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

浸水継続時間（浸水深0.5m以上）
(ランク別)

12時間未満の区域	12時間～1日未満の区域	1日～3日未満の区域	3日～1週間未満の区域	1週間～2週間未満の区域	2週間～4週間未満の区域
12時間未満の区域	12時間～1日未満の区域	1日～3日未満の区域	3日～1週間未満の区域	1週間～2週間未満の区域	2週間～4週間未満の区域

市町境界
河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川および水位周知河川

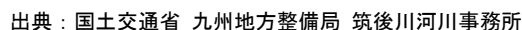
筑前町
朝倉市
久留米市
うきは市
東峰村

位置図

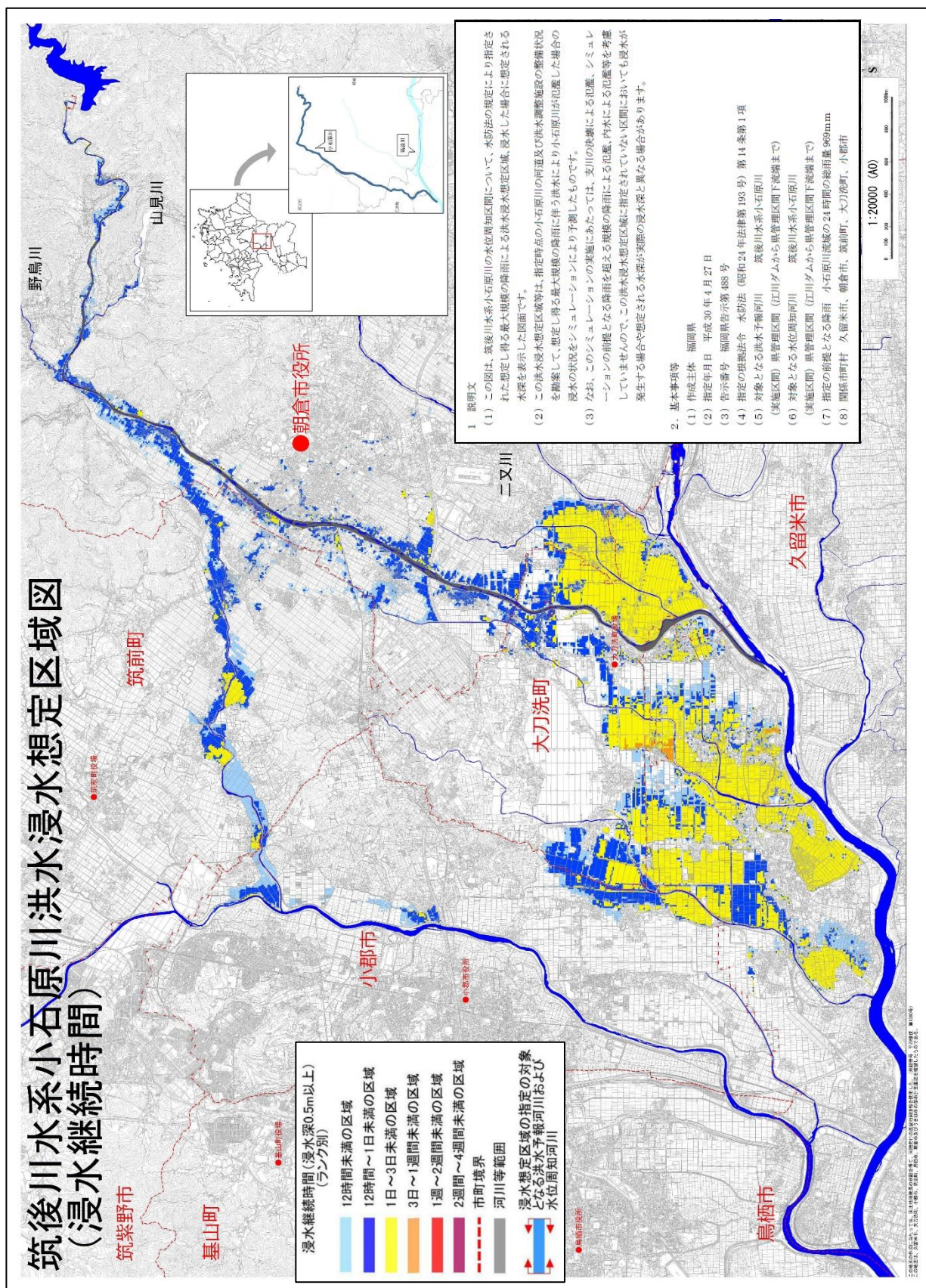
○この浸水想定区域図に関する説明文はP98に掲載しています。

91

筑後川水系小石原川洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)

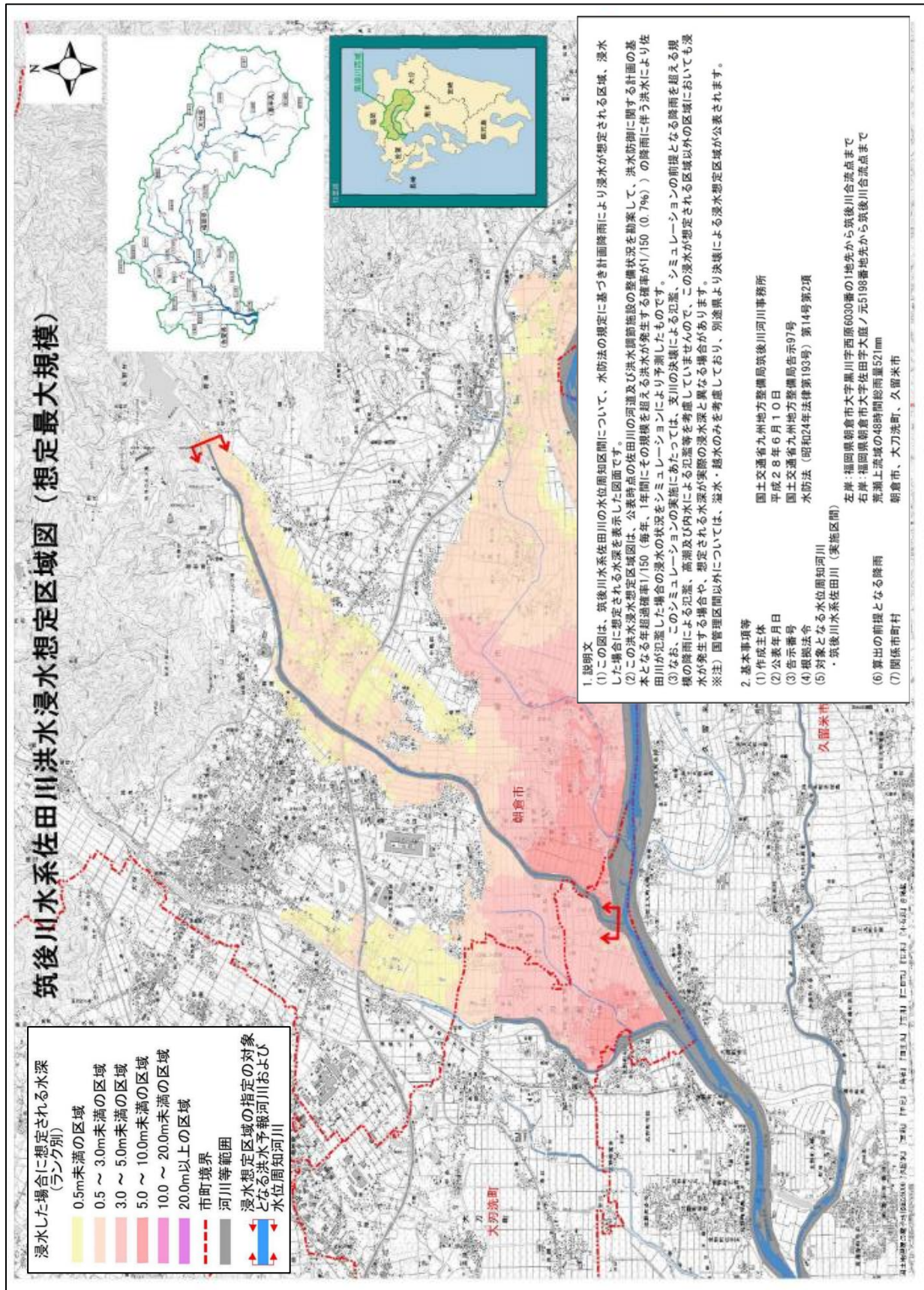


小石原川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



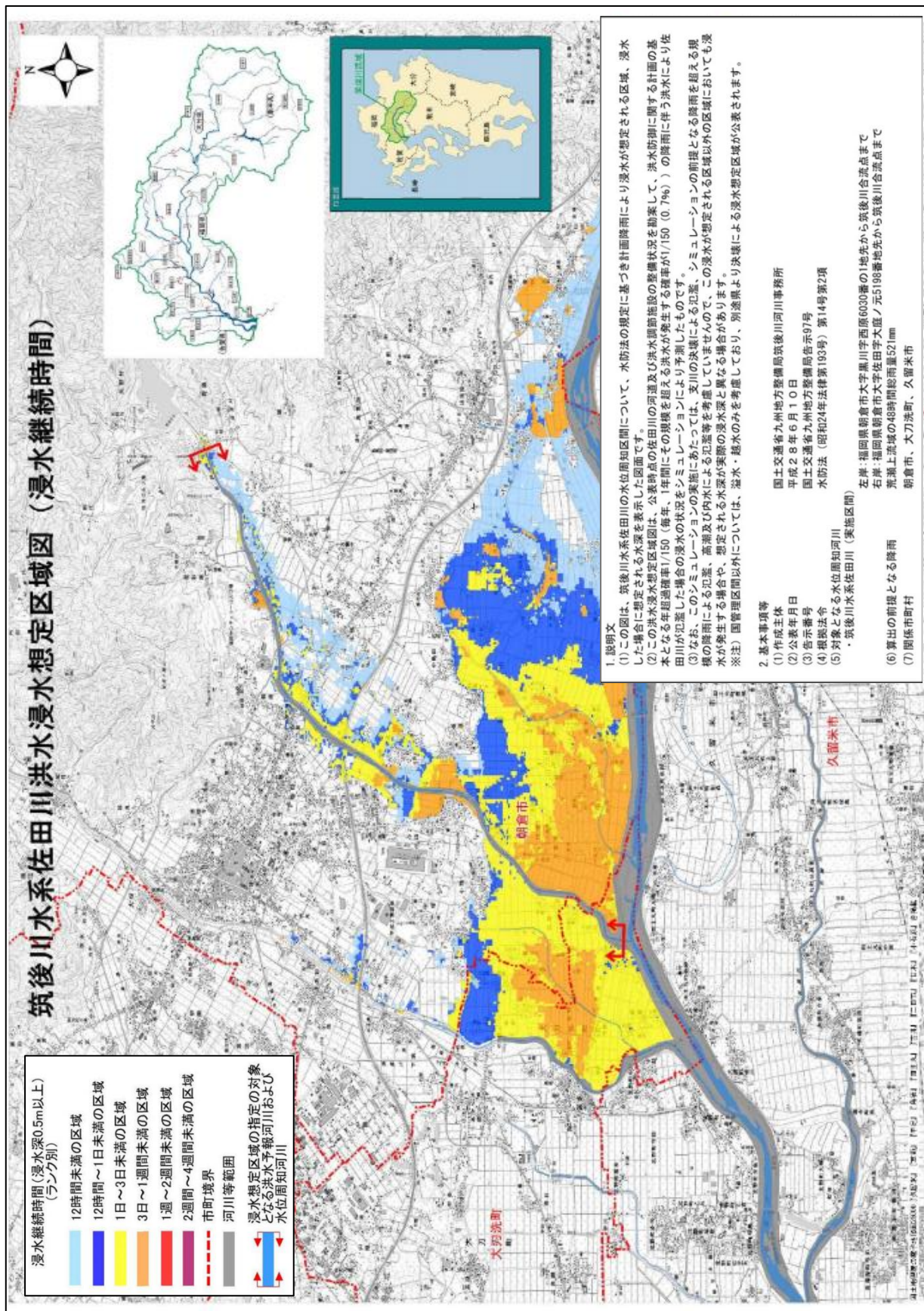
出典：国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

佐田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



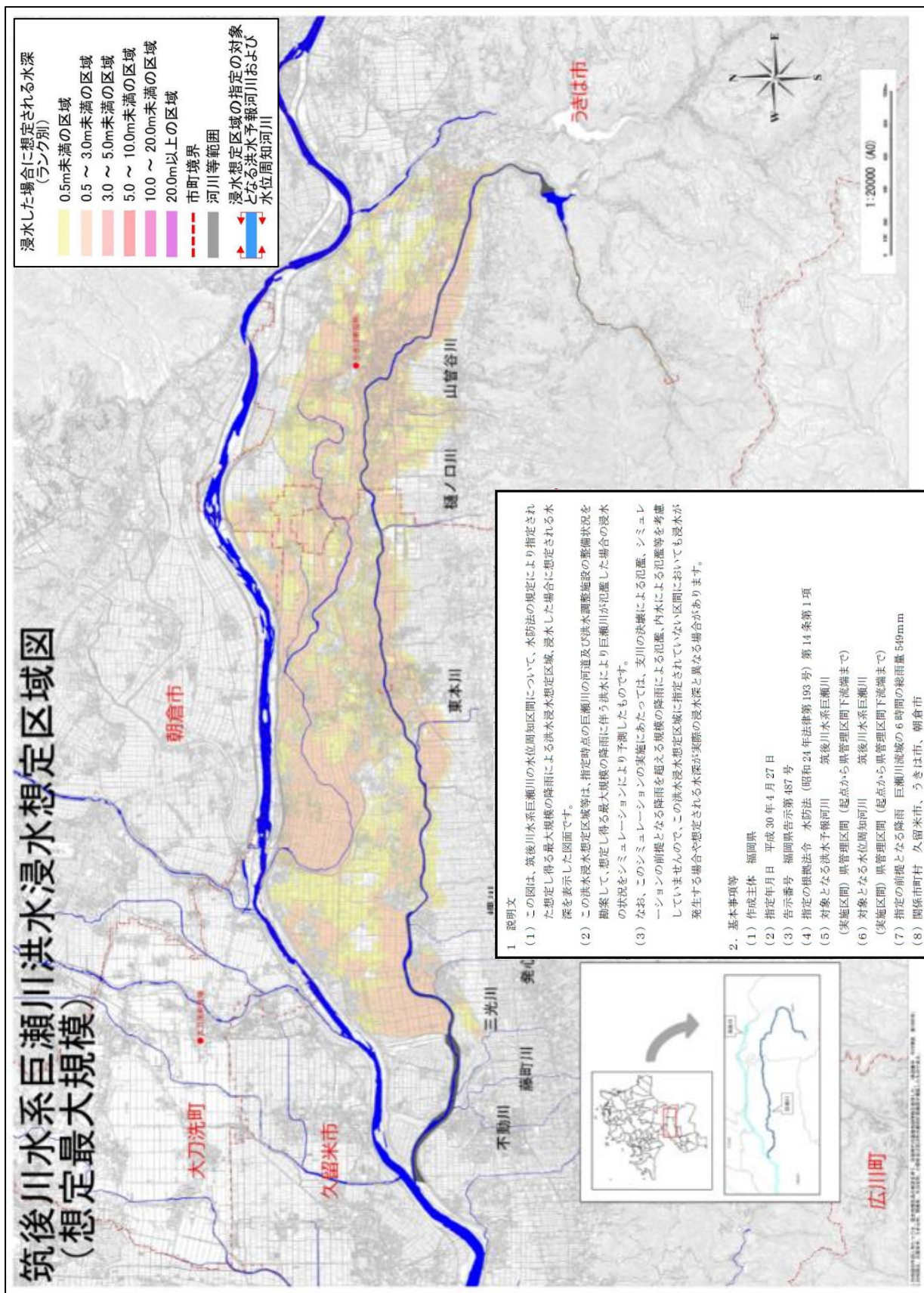
出典：国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

佐田川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



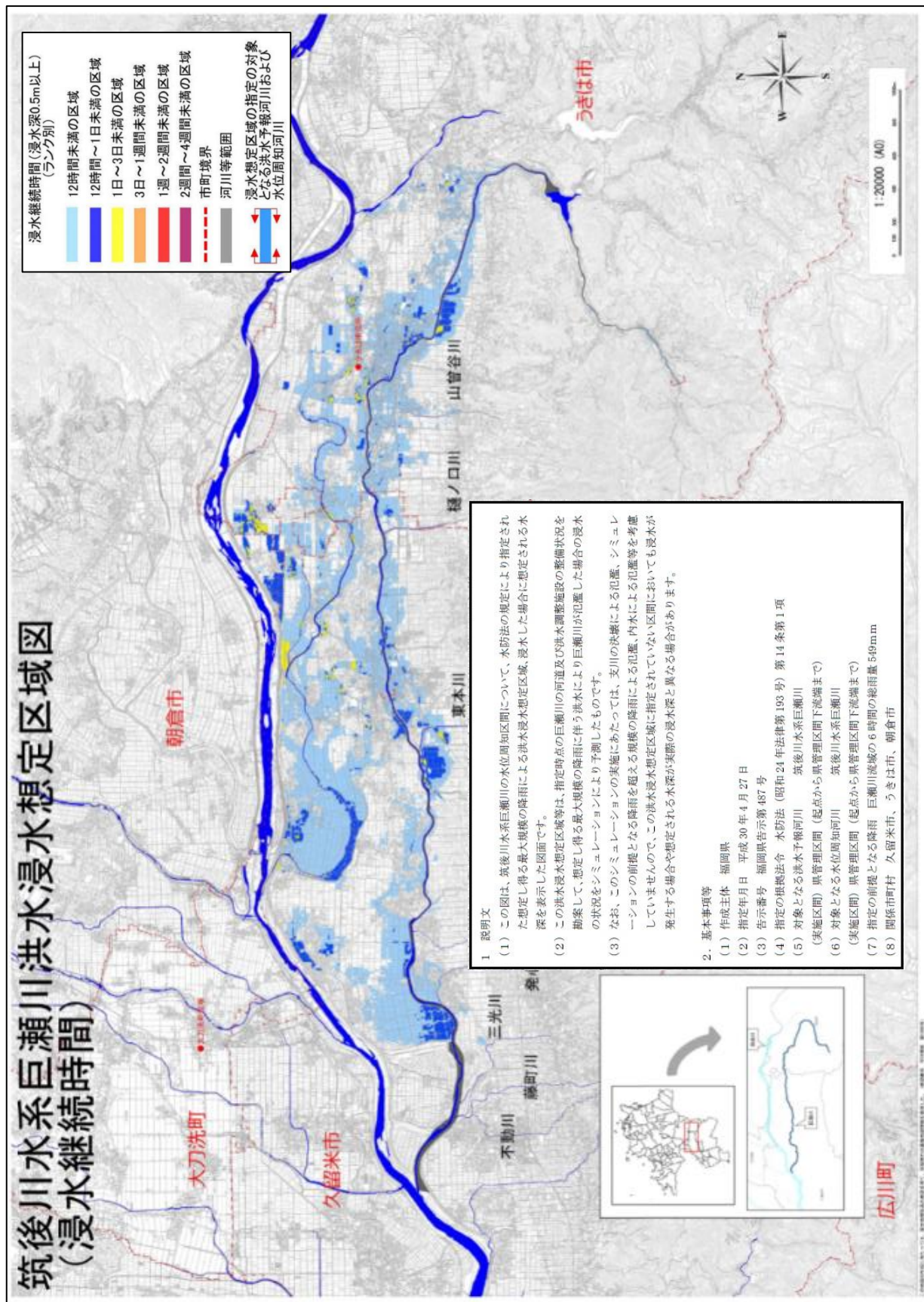
出典：国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

巨瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

巨瀬川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



出典：国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

P90、P91 の筑後川水系浸水想定区域図説明文

※P90,P91 の筑後川水系浸水想定区域図説明文は同一で以下のとおりです。

1. 説明文

(1) この図は、筑後川水系筑後川、早津江川、広川、庄手川、玖珠川の洪水予報区間と筑後川、佐賀江川、城原川、田手川、宝満川、巨瀬川、小石原川、佐田川、隈上川、花月川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の筑後川、早津江川、広川、庄手川、玖珠川、佐賀江川、城原川、田手川、宝満川、巨瀬川、小石原川、佐田川、隈上川、花月川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により筑後川、早津江川、広川、庄手川、玖珠川、佐賀江川、城原川、田手川、宝満川、巨瀬川、小石原川、佐田川、隈上川、花月川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

※注) 国管理区間以外については、溢水・越水のみを考慮しています。

2. 基本事項等

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 作成主体 | 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所 |
| (2) 指定年月日 | 令和元年 7 月 1 日 |
| (3) 告示番号 | 国土交通省九州地方整備局告示 9 号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 号第 1 項 |
| (5) 対象となる洪水予報河川 | |

- ・ 筑後川水系筑後川（実施区間）

- 左岸：大分県日田市大山町大字西大山地先から海まで

- 右岸：大分県日田市天瀬町大字出口地先から海まで

- ・ 筑後川水系早津江川（実施区間）

- 左岸：福岡県大川市大字大野島字服部開 5 番の 1 地先から海まで

- 右岸：佐賀県佐賀市諸富町大字為重字石塚搦 17 番地先から海まで

- ・ 筑後川水系広川（実施区間）

- 左岸：福岡県久留米市大善寺町大字中津字氏口 890 番地先から筑後川合流点まで

- 右岸：福岡県久留米市大善寺町大字藤吉字井手の口 484 番地先から筑後川合流点まで

- ・ 筑後川水系庄手川（実施区間）

- 左右岸：筑後川分派点から筑後川合流点まで

- ・ 筑後川水系玖珠川（実施区間）

- 左岸：大分県日田市大字日高字牧の原 2742 番の 1 地先から筑後川合流点まで

- 右岸：大分県日田市大字日高字一丁目 2395 番の 3 地先から筑後川合流点まで

(6) 対象となる水位周知河川

- ・ 筑後川水系筑後川（実施区間）
 - 左岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城字津尾 3469 番の 2 地先から
熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立 3323 番の 3 地先の杖立両国
橋まで
 - 右岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城字白岩 4115 番地先から
大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山 3952 番の 1 地先の杖立両
国橋まで
- ・ 筑後川水系佐賀江川（実施区間）
 - 左岸：佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字三本杉 254 番の 1 地先から筑後川
合流点まで
 - 右岸：佐賀県佐賀市諸富町大字大堂字弁財 1368 番の 1 地先から筑後川
合流点まで
- ・ 筑後川水系城原川（実施区間）
 - 左右岸：東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで
- ・ 筑後川水系田手川（実施区間）
 - 左岸：佐賀県神埼市千代田町大字下板字南川副 2 番の 1 地先から筑後川
合流点まで
 - 右岸：佐賀県神埼市千代田町大字詫田字二本松 175 番の 4 地先から筑後
川合流点まで
- ・ 筑後川水系宝満川（実施区間）
 - 左右岸：福岡県小郡市大字二森字馬洗川 1725 番の 7 地先の旧端間橋下
流端から筑後川合流点まで
- ・ 筑後川水系巨瀬川（実施区間）
 - 左右岸：福岡県久留米市田主丸町大字田主丸字柳ノ内 1100 番の 2 地先
の県道橋下流端から筑後川合流点まで
- ・ 筑後川水系小石原川（実施区間）
 - 左岸：福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字西通才 1336 番の 1 地先から筑
後川合流点まで
 - 右岸：福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字下草場 886 番の 1 地先から筑後
川合流点まで
- ・ 筑後川水系佐田川（実施区間）
 - 左岸：福岡県朝倉市大字黒川字西原 6030 番の 1 地先から筑後川合流点
まで
 - 右岸：福岡県朝倉市大字佐田字大庭ノ元 5198 番地先から筑後川合流点
まで
- ・ 筑後川水系隈上川（実施区間）
 - 左岸：福岡県うきは市浮羽町大字朝田字大久保 1011 番の 1 地先から筑
後川合流点まで
 - 右岸：福岡県うきは市浮羽町大字小塩字沓取塚 1528 番の 1 地先から筑
後川合流点まで
- ・ 筑後川水系花月川（実施区間）
 - 左右岸：大分県日田市大字花月字ツル 335 番の 5 地先の市道明德橋から
筑後川合流点まで

(5) 指定の前提となる降雨

荒瀬上流域の 48 時間総雨量 810mm

(6) 関係市町村

柳川市、大川市、筑後市、久留米市、小郡市、朝倉市、
うきは市、大木町、大刀洗町、佐賀市、神崎市、鳥栖
市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、日田市、小国町

用語説明

【あ】

○ アセットマネジメント

中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することが必要不可欠であり、これらを組織的に実践する活動のこと

【か】

○ 緊急輸送道路

大規模災害時に県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路。

○ 国土強靱化（こくどきょうじんか）／ナショナルレジリエンス

大規模自然災害などが発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平常時から構築していこうとすること。国では、この理念に基づく国土強靱化基本法を公布・施行するとともに国土強靱化基本計画を策定している。

【さ】

○ 災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などのがれきのこと。

○ 再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

○ J M A T（Japan Medical Association Team）

日本医師会災害医療チームとも言う。災害現場に派遣される医療チームのことで、日本医師会が組織する災害医療チーム。

○ サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○ 指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設。

- **社会福祉施設等**

老人福祉施設、障がい者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設（保育所・学童保育所含む）がある。

- **冗長性（じょうちょうせい）**

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

- **脆弱性（ぜいじゃくせい）**

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

【た】

- **大規模盛土造成地マップ**

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図。

- **地域防災計画**

災害対策基本法第 42 条に基づき、市域における各種災害や大規模事故などに関し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。

- **DMA T（Disaster Medical Assistance Team）**

災害派遣医療チームとも言う。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

- **同報系防災行政無線**

屋外拡声器等により、市から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。

- **道路啓開**

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないように、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

【は】

- **ハザードマップ**

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。

- **BCP** (Business Continuity Plan)

業務（事業）継続計画とも言う。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平常時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

- **避難行動要支援者**

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障害者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

- **プログラム**

大規模災害がもたらす、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策の集まり。

- **P D C A サイクル**

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画（Plan）を策定した後も、計画的に実施し（Do）、結果を評価し（Check）、見直し・改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返すこと。

【ま】

- **マグニチュード（M）**

地震の規模を表す指標で、マグニチュードが1大きくなると地震のエネルギーは約30倍、2大きくなると約1,000倍になるという関係がある。

- **モーメントマグニチュード（M_w）**

地震は地下の岩盤がずれて起こる。このずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードをいう。

【や】

- **やさしい日本語**

簡易な表現を用いる、漢字にふりがなを振るなどにより、日本語に不慣れな外国人等ともコミュニケーションを取りやすい日本語のこと。

【ら】

- **リスクシナリオ**

本計画においては、脆弱性を評価するに当たって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。